

令和2年（行ウ）第16号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

令和5年3月24日 大津地方裁判所民事部判決

主 文

- 5 1 滋賀県知事が、平成30年1月11日付けで原告に対してした別紙1記載の公文書についての公文書一部公開決定（滋健寿第54号）のうち、別紙3の判断欄において公開する旨特定した情報を公開しないとした部分を取り消す。
- 2 滋賀県知事が、平成30年4月25日付けで原告に対してした別紙2記載の公文書についての公文書一部公開決定（滋健寿第591号）のうち、別紙4の判断
- 10 欄において公開する旨特定した情報を公開しないとした部分を取り消す。
- 3 滋賀県知事は、原告に対し、第1項及び第2項の各取消部分に係る情報を公開する旨の決定をせよ。
- 4 本件訴えのうち、第1項及び第2項の各取消部分以外の情報の公開の義務付けを求める部分をいずれも却下する。
- 15 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 20 1 滋賀県知事が、平成30年1月11日付けで原告に対してした別紙1記載の公文書についての公文書一部公開決定（滋健寿第54号）のうち、別紙1記載の各「非公開部分」の情報を公開しないとした部分を取り消す。
- 2 滋賀県知事は、原告に対し、前項の各「非公開部分」の情報を公開する旨の決定をせよ。
- 25 3 滋賀県知事が、平成30年4月25日付けで原告に対してした別紙2記載の公文書についての公文書一部公開決定（滋健寿第591号）のうち、別紙2記載の

各「非公開部分」の情報を公開しないとした部分を取り消す。

4 滋賀県知事は、原告に対し、前項の各「非公開部分」の情報を公開する旨の決定をせよ。

5 滋賀県知事が、令和2年2月12日付けで原告に対してした裁決（滋健福政第150号）のうち、審査請求を棄却した部分を取り消す。

6 滋賀県知事が、令和2年2月12日付けで原告に対してした裁決（滋健福政第154号）のうち、審査請求を棄却した部分を取り消す。

第2 事案の概要等

10 本件は、新聞記者である原告が、滋賀県知事に対し、滋賀県情報公開条例に基づき、「優生保護審査会の審議録や審査会に提出された文書（申請書、検診録など）一式。優生保護法第4条に基づく手術にかかる国費請求のための会計資料など一式。手術実態が分かる優生手術台帳のようなもの。」を対象とする情報公開請求をしたところ、同知事は、情報公開審査会等の答申に反する一部公開の決定をしたが、その判断及び手続に違法があるとして、一部公開決定の一部取消及び
15 その取消部分に係る公開の義務付け、並びに、審査請求を棄却した裁決の取消しを求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実）

(1) 条例の定め

20 本件に関連する滋賀県情報公開条例（以下「本件条例」という。）の規定は、別紙5のとおりである。

(2) 当事者

原告は、本件条例に基づき、公文書の公開請求をした者であり、新聞記者である。

25 処分行政庁は、本件条例に基づく公文書の公開に係る実施機関である。

(3) 優生保護法（平成8年法律第105号による改正前のもの。以下「旧優生保

護法」という。) について

旧優生保護法は、優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、対象者の生殖を不能にする優生手術をなし得ることについて定めていた。

5 具体的には、同法は、対象者本人とその配偶者の同意がある場合の優生手術に加え、医師が、診断の結果、対象者が同法所定の疾病に罹患していると確認し、その疾患の遺伝を防止するために優生手術を行うことが公益上必要であると認めたときや、医師が、遺伝性のもの以外の精神病や精神薄弱に係る対象者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める保護者の同意があつたときに、都道府県優生保護審査会に審査を申請し、同審査会が優生手術の実施を適当と認める決定をした場合の優生手術の実施について定めており、同法施行規則は、その術式として、精管切除結さつ法、精管離断変位法、卵管圧ぎ結さつ法、卵管間質部けい状切除法を定めていた。

10

旧優生保護法は、上記のように、特定の疾病や障害を有することなどを理由に対象者に優生手術を受けさせるという重大な人権侵害を内容とするものであり、平成8年に、その内容を全面的に改める優生保護法の一部を改正する法律（同年法律第105号）が成立し、施行されている。

15

(4) 情報公開手続の経緯

ア 原告は、平成29年12月5日、本件条例5条1項に基づき、滋賀県知事
20 に対し、「優生保護審査会の審議録や審査会に提出された文書（申請書、検診録など）一式。優生保護法第4条に基づく手術にかかる国費請求のための会計資料など一式。手術実態が分かる優生手術台帳のようなもの。」（以下「本件公文書」という。）に関する情報公開請求をした。

イ 滋賀県知事は、原告に対し、平成30年1月11日付けで、対象公文書を
25 「優生保護審査会の審議録や審査会の提出文書」と特定した上、手術対象者の住所、氏名、発病後の経過、遺伝関係及び家族構成や、申請者である医師

や同意者などに関しては本件条例6条1号に基づき公開しないとして、その部分を除く公開を内容とする一部公開決定をした（甲1）。

5 また、滋賀県知事は、原告に対し、同年4月25日付けで、対象公文書を「優生手術交付金関係」として12種類の公文書を特定した上、上記と同様の判断を内容とする一部公開決定をした（甲13。以下、これらの一部公開決定を「原決定」という。）。

ウ 原告は、原決定を不服として、滋賀県知事に対し、行政不服審査法2条に基づく審査請求をした。

10 滋賀県知事は、本件条例に基づき、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（平成31年の本件条例の改正前は滋賀県情報公開審査会。以下、単に「審議会」という。）に対する諮問をした。

15 これに対し、審議会は、令和元年8月28日、滋賀県知事に対し、手術対象者の氏名、本籍地、住居所、生年月日のうち月日、申請した医師に関する情報を除くその余の情報については、いずれも公開するべきであるとする旨の答申（以下「本件答申」という。）をした（甲11、21）。

20 しかし、滋賀県知事は、本件答申を踏まえ、滋賀県優生保護審査会委員に関する情報は公開することに改めるが、その余の情報について、本件答申に基づく公開をすることは適当でないとして、令和2年2月12日、上記の限りで公開の範囲を改めるに止める内容の裁決をした（甲12、22。以下「本件裁決」といい、原決定と合わせて「本件原処分」という。）。

 そして、原告に対し、本件裁決に基づく墨塗りをした形で、本件公文書の開示を行った（甲23、24）。

(5) 本件訴えの提起

 原告は、令和2年8月7日、本件訴えを提起した。

25 (6) 本件公文書の概要

本件公文書は、いずれも、滋賀県優生保護審査会における審議録や審査会に提出された文書（申請書、検診録など）及び旧優生保護法に基づく手術に係る国費請求のための会計資料等を内容とするものにして、昭和43年から昭和52年頃にかけて作成されたものであり、具体的には以下の各文書である（甲1、13、23、24）。

ア 対象者等の一覧表（別紙1 p 7、59、別紙2 p 140、167）

複数名の対象者に係る情報の一覧表であり、手術対象者の住所、居所、氏名、年齢ないしは生年月日、性別及び法該当区分ないしは申請区分、承諾者（同意者、保護義務者）の住所、氏名及び続柄、申請医師の氏名や病院名、

經由保健所、予定指定手術実施医師などが記載されている。

これらの情報のうち、手術対象者の性別、法該当区分、經由保健所については本件原処分で公開がされている。

イ 「優生手術審査対象者」（別紙1 p 8～11、60、84、85、115～117、別紙2 p 139、142、166）

個々の対象者に関する様々な情報がまとめられた資料である。同資料には、① 手術対象者の本籍、住所、居所、氏名、生年月日、性別、既婚未婚の区別といった、対象者の特定ないしは属性に関する情報（以下、これらの類型の情報を「本件対象者情報」という。）、② 手術対象者の出生の経緯、発育状況、学歴、知能の程度、性格や行動傾向、非行歴、職業や就労の状況、異性関係、婚姻歴、妊娠や出産の状況、発病後の具体的な行動、治療経過等といった、生活歴や病歴に関する情報（以下、これらの類型の情報を「本件生活歴等情報」という。）、③ 手術対象者に係る家系図、親族に精神疾患に罹患しているか、当該親族の状況等といった、遺伝に関する情報（以下、これらの類型の情報を「本件遺伝情報」という。）、④ 優生手術について親族等の意向に関する情報（以下「本件意向聴取情報」という。）、⑤ 例えば、「本人がり患している（病名）の遺伝を防止するため」などの申請事由と法該当区分、診断医

師や申請医師（旧優生保護法４条に基づき、診断結果を踏まえて、都道府県優生保護審査会に優生手術の適否の審査申請をするよう義務付けられた医師）といった、申請や診断に関する情報（以下、これらの類型の情報を「本件手続関係情報」という。）が記載されている。

- 5 これらの情報のうち、手術対象者の性別、既婚未婚の区別、申請事由（もっとも別紙１ｐ６０、８４、８５、１１５は除く）と法該当区分、病名については本件原処分で公開がされている。

ウ 「優生手術申請書」（別紙１ｐ１２、１６、２０、２４、６１、６２、８８、
 ９１、９４、１１９、別紙２ｐ１５９、１９８）

- 10 申請医師や保健所長が、滋賀県優生保護審査会に提出した手術申請書である。同申請書には、本件対象者情報に加え、本件手続関係情報が記載されており、１枚の用紙に、後記エの健康診断書や後記カの遺伝調査書が合わせて記載されているものもある。

- 15 これらの情報のうち、手術対象者の性別、申請理由（もっとも別紙２ｐ１５
 ９、１９８は除く）、申請医師の診療科名、法該当区分、申請日については本件原処分で公開がされている。

エ 「健康診断書」（別紙１ｐ１３、１７、２１、２５、６３、８９、９５、１
 ２０、別紙２ｐ１５９、１９８）

- 20 医師が作成した手術対象者に関する診断書である。この診断書には、本件対象者情報と病名に加え、本件生活歴等情報や本件手続関係情報が記載されており、１枚の用紙に、上記ウの優生手術申請書や後記カの遺伝調査書が合わせて記載されているものもある。

 これらの情報のうち、手術対象者の性別、病名、診断日については本件原処分
 で公開がされている。

- 25 オ 「優生手術該当者調査書」（別紙１ｐ１５、１９、２３、２７、６５、８７、
 ９２、９３、別紙２ｐ１５８、１６２、２００）

個々の対象者に関する様々な情報がまとめられた資料である。同資料には、本件対象者情報、本件生活歴等情報、本件遺伝情報、本件意向聴取情報（手術対象者の家族が、申請に至った動機や、手術対象者の今後についてどのように考えているかの記載を含む。）が記載されている。

- 5 これらの情報のうち、手術対象者の性別、既婚未婚の区別、各情報を確認した手術対象者の家族の続柄等については本件原処分で公開がされている。
- カ 「遺伝調査書」（別紙１ p 13、17、21、25、63、89、95、別紙２ p 159、198）

- 10 医師が作成した手術対象者に関する遺伝を確認した書面である。同書面には、本件対象者情報と病名に加え、本件遺伝情報が記載されており、１枚の用紙に、前記ウの優生手術申請書や前記エの健康診断書が合わせて記載されているものもある。

これらの情報のうち、手術対象者の病名、調査年月日については本件原処分で公開がされている。

- 15 キ 「優生手術の実施について」（別紙１ p 41、69～74、77、101～110、134、135、別紙２ p 177、197）

- 20 滋賀県厚生部長が、保健所長、指定医師、手術対象者やその保護義務者に宛てて、決定された優生手術の実施について通知する文書ないしはその文書案である。同書面には、手術対象者の氏名と、医療機関名や医師の氏名といった本件手続関係情報が記載されている。

同書面に記載された上記の各固有名詞については、本件原処分で公開されていない。

- ク 「優生手術適否決定書」及び回議書等（別紙１ p 42、43、53～56、82、83、97、112、137、別紙２ p 141、143、154、155、168）
- 25

滋賀県優生保護審査会が作成した審査結果決定書や、その決裁過程で作成

された回議書等である。これらの文書には、本件対象者情報や本件手続関係情報が記載されている。

同決定書に記載された上記の各固有名詞については、本件原処分で公開されていない。

5 ケ 「優生手術中止届」(別紙1 p 80)

医師が滋賀県優生保護審査会に提出した書面である。同書面には、手術対象者の氏名、本件手続関係情報が記載されている。

同書面に記載された上記の各固有名詞については、本件原処分で公開されていない。

10 コ 「同意書」(別紙1 p 121)

手術対象者の保護者が記載した同意書である。当該同意書には、本件対象者情報や当該保護者の住所氏名等が記載されている。

当該同意書に記載された内容は、日付と保護者の続柄を除き、本件原処分
で公開されていない。

15 サ 「判定書」等(別紙1 p 122～129)

滋賀県立精神薄弱者更生相談所長が作成した判定書等一式である。これらの文書には、本件対象者情報、本件生活歴等情報、本件遺伝情報が記載されている。

これらの文書に記載された内容は、手術対象者の性別と判定日を除き、本
20 件原処分で公開されていない。

シ 申請を促す文書等(別紙2 p 118～127、195、196)

滋賀県厚生部長が、医療機関に対し、当該医療機関における優生手術の対
象者について、所定の申請を行うよう促す文書や、手術の実施について確認
を求める文書ないしその文書案である。これらの文書には、本件対象者情報
25 や本件手続関係情報が記載されている。

これらの文書に記載された当該医療機関名等や手術対象者に関する情報

は、本件原処分で公開されていない。

ス 「請求書」、「診療報酬請求明細書」、「優生手術費交付金個人別支出明細書」
「優生手術実施計画書」「旅費請求書」（別紙2 p 55、69、70、93、
99、150～152、187、191、192、194）

5 優生手術の実施に伴う費用（委託料）の精算に関連して作成された文書である。これらの文書には、本件対象者情報、病名、本件手続関係情報が記載されている。

これらの文書に記載された内容は、手術対象者の性別、病名、診療開始日、入院日、手術料等の金額等を除き、本件原処分で公開されていない。

10 セ 予備調査に関する資料（別紙2 p 204）

優生手術の対象者として調査推奨を必要とする者の情報が記載された文書である。同文書には、本件対象者情報や病名、本件手続関係情報が記載されている。

同文書に記載された内容のうち、手術対象者の性別、病名、保護者の続柄、
15 費用負担区分については本件原処分で公開がされている。

2 争点

- (1) 非公開情報該当性（争点1）
- (2) 審査請求手続に手続上の違法があったか（争点2）
- (3) 本件裁決に手続上の違法があったか（争点3）

20 3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（非公開情報該当性）について

25 本件公文書における非公開部分中、本件請求に係る部分に記載された情報が本件条例に定める非公開情報に該当するかについて、当事者双方は、要旨、別紙3及び4のとおり主張しているところ、その内容を、情報の類型毎に要約すると、以下のとおりである。

ア 本件対象者情報のうち、手術対象者の年齢や生年月日のうちの生年に関する

る情報（以下「年齢情報」という。）について

【被告の主張】

手術対象者については、経由保健所、病名、家系図の線、家族の続柄が公開されている。また、昭和40年代における地域社会の人間関係は濃密であった。そうすると、これらの既公開の情報に、近親者や近隣住民らが知っている情報を加えることによって対象者が数名に絞り込まれるといえるところ、さらに、手術対象者の年齢や生年まで公開すると、手術対象者の特定が可能になってしまう。

したがって、年齢情報は、本件条例6条1号前段（以下、その規定に該当する情報を「個人識別情報」という。）に当たる。

【原告の主張】

そもそも当該病名の者の正確な人数が分からない中で、被告の主張する既公開情報によって対象者の絞り込みができるといえない。近親者や近隣住民らがいかなる既知情報と照合して対象者の識別ができるのかも不明である。

したがって、年齢情報が、個人識別情報に該当するとはいえない。

イ 本件生活歴等情報について

【被告の主張】

これらの情報は、具体性が高く、手術対象者の特定につながる情報である。また、昭和40年代における地域社会の人間関係は濃密であった。本件生活歴等情報が公開され、近親者や近隣住民らが知っている情報を加えると、手術対象者の特定が可能になってしまう。また、本件生活歴等情報は、その者がどのような人生を送ってきたかを示すものであり、人格と結びついている情報であるし、病状等に関する情報も、診療録と同様に、プライバシーに属するものである。さらに、手術対象者が性産業に関する就労をしていた場合におけるその情報や、手術対象者の異性関係等に関する情報については、手術対象者にとって他人に知られたくないプライバシーに属するものといえる。

したがって、本件生活歴等情報は、個人識別情報であるとともに、本件条例6条1号後段（以下、その規定に該当する情報を「利益侵害情報」という。）に当たるものというべきである。

5 原告は、本件生活歴等情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要なものとして、本件条例6条1号イ（以下、その規定に該当する情報を「生命等保護情報」という。）に当たるとするが、優生手術を受けた者に対して適切な措置を講じることが、上記の規定の要件に当たるとはいえない。

【原告の主張】

10 原告は、年齢情報以外の本件対象者情報の公開を求めている。近親者や近隣住民らがいかなる既知情報と照合して対象者の識別ができるのかも不明である。

15 したがって、職業情報が、個人識別情報に該当するとはいえないし、個人の識別ができない以上、利益侵害情報に当たるということもできない。なお、本件において、本件生活歴等情報は、優生手術がされるに至った経緯を知る上で貴重な情報であり、行政庁が負うべき説明責任に関わる情報であるから、上記のように個人の識別が容易にできないものである以上、非公開情報とするべき要保護性は少ないと解するべきである。現に、同種の情報を公開した他の自治体において、具体的な弊害が生じたという事情もない。

20 仮に、本件生活歴等情報が、個人識別情報や利益侵害情報に当たるとしても、優生手術対象者に優生手術がされた経緯を明らかにした上で、当該対象者に必要な被害回復をしなければならないことや、優生手術に関する記録の多くが残存しておらず、当該対象者自身に優生手術を受けた自覚がない場合や、偏見をおそれて情報公開請求ができない場合があることを踏まえると、
25 本件生活歴等情報は、生命等保護情報というべきである。

ウ 本件遺伝情報について

【被告の主張】

本件では、既に家系図の線や家族の続柄が公開されているため、これに加えて親族に関わる遺伝情報が公開されると、特定の疾患を有する家族関係それ自体から個人の識別が可能になってしまう。

5 また、遺伝情報が、高度なプライバシーにわたる情報であることは明らかである。

したがって、本件遺伝情報は、個人識別情報であるとともに、利益侵害情報に当たる。

【原告の主張】

10 上記イにおける原告の主張と同旨

エ 本件意向聴取情報について

【被告の主張】

優生手術について親族等の意向を確認した情報は、当該親族等の内心や人格と深く関わるものである。

15 したがって、本件意向聴取情報は、利益侵害情報に当たる。

【原告の主張】

上記イにおける原告の主張と同旨

オ 本件手続関係情報のうち、医師や医療機関名に関する情報（以下「医療機関情報」という。）について

20 【被告の主張】

申請医師は、精神科医及び小児科医であり、指定医師は、外科医及び産婦人科医である。滋賀県内の各地域における、昭和40年代のこれらの診療科の医師数からすれば、医療機関名が公開されれば、当該医師を1名から数名程度に絞り込むことが可能であり、他の情報と照合すれば、特定の医師個人を
25 識別することが可能となる。そして、医師個人の名を公にする慣行はなく、公にする予定もなかったから、本件条例6条1号アの例外に当たる情報（以下、

その規定に該当する情報を「公開慣行情報」という。)ではない。

また、医療機関名が公開されると、人権侵害をした医療機関として、社会的評価が低下したり、円滑な事業運営が損なわれたりするおそれがある。

5 したがって、医療機関情報は、個人識別情報であるとともに、本件条例6条2号ア又は6号オに当たる情報（以下、その規定に該当する情報を「法人利益侵害情報」という。）に当たるものというべきである。

【原告の主張】

10 精神科医や外科医等が多数存在している上、既に相当長期間が経過していることからすれば、医療機関名の公開をもって、当該医師を識別することは困難である。また、指定医師らが、公益的な立場から優生手術に携わり、手術をしていたことや、適正手続の保障という観点から公開されるべきことからすれば、医師の特定がされるところとしても、公開慣行情報であるというべきである。

15 また、当該医療機関は、公益的な立場から優生手術に携わったにすぎず、旧優生保護法の施行に伴う責任は行政庁が負うべきことからすれば、公開によって当該医療機関が誹謗中傷等を受けるおそれがあるとはいえないし、仮に優生手術の実施について厳しい評価を受けるところとしても、それを防ぐことが法人の正当な利益として守られるべきものとはいえない。

(2) 争点2（審査請求手続に手続上の違法があったか）について

【原告の主張】

20 原告は、本件審査請求において、行政不服審査法31条に定める口頭意見陳述の機会が与えられなかった。確かに、原告は、口頭意見陳述の機会を設けるよう申立てをしなかったが、それはその申立てができることに関する通知がなかったためであり、審査庁ないし審理員には、その通知をするべき義務があったというべきである。

25 したがって、本件審査請求には、上記の義務に反した違法がある。

【被告の主張】

行政不服審査法上、審査請求人に対し、口頭意見陳述の手續の存在を通知しなければならないとの定めはない。

(3) 争点 3 (本件裁決に手續上の違法があったか) について

【原告の主張】

5 本件条例は、公文書の原則公開を定め、かつ、審議会に対する諮問をした場合の答申尊重義務を定めている。

しかし、処分行政庁は、本件における公開請求に係る情報について、審議会が公開を相当とする答申をしたにもかかわらず、正当な理由がないのに約 6 か月も判断を遅滞させた上、答申に反し、非公開とする本件裁決をした。

10 また、仮に、処分行政庁が、答申と異なる裁決をするのであれば、行政不服審査法 50 条 1 項 4 号に基づき、そのような裁決をした理由を明らかにしなければならないが、処分行政庁は、申請を促す文書（前提事実(6)シに係る別紙 2 p 118～127 の文書）を非公開とするに際し、その理由を示さなかった。

【被告の主張】

15 審議会の答申を尊重するとしても、その答申に拘束力がなく、合理的な理由があれば異なる内容の裁決ができることは明らかであるから、本件裁決が答申と異なる点を捉えて違法とはいえないし、裁決に 60 日を超える時間を要した点が直ちに違法となるものでもない。

20 また、処分行政庁は、当該申請を促す文書を非公開とした理由を裁決で明らかにしている。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (非公開情報該当性) について

(1) 年齢情報について

25 ア 被告は、手術対象者に関する年齢情報は、個人識別情報に該当するため公開ができない旨主張する。

まず、本件条例は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別するこ

とができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、そのような事情があることの一事をもって、公開の対象外としている。そして、行政庁である実施機関が保有する情報には、個人のプライバシーをはじめとする様々な権利利益に関する広範なものが含まれていることからすると、上記のような除外規定が定められていることは、立法政策上合理的なものというべきである。

その上で、手術対象者に関する年齢情報であるが、個人を特定する住所や氏名が不明であることを前提に、ある個人の年齢ないし生年だけが明らかにされたとしても、その個人を特定することは通常不可能である。仮に、その個人が居住している集落であるとか、在籍している職場や学校などといった、対象者の範囲を大きく限定する情報が明らかになっているのであれば、これらの情報と照合することによって、その個人の特定が可能となる場合があるといえようが、そのような特段の事情があることはあくまで例外的な場合であるといえる。

そして、本件において、かかる特段の事情があると認めるに足る証拠はない。

イ この点、被告は、手術対象者について、存在する親族の続柄や家系図の線が公開されている事情があることを指摘する。しかし、これらの情報は、通常、それ自体が特徴的な内容を伴うものといえず、個人を特定する住所や氏名が不明であることを前提に、存在する親族の続柄や家系図の線だけが明らかになったとしても、特定の個人の識別は不可能というほかないから、同事情は、上記アの特段の事情の存在を基礎付けるものといえない。

また、被告は、手術対象者について、管轄保健所が公開されており、例えば、昭和45年度の彦根保健所管内で、精神病、精神神経症及び人格異常によって受療していた20歳女性の者が5名に止まる（乙C1及び2）といった事情があることを指摘する。しかし、上記の彦根保健所管内の事例を前提

に検討するとしても、当時、同管内にいたこれらの精神疾患の症状を呈している者が、医療機関において受療中であったのか、いかなる診断を受けていたのか、管轄保健所はその者をどのような情報をもって把握していたのかなどを通常知ることはできず、暗数となる症例数が一定程度存在することを考えると、公開された年齢情報を根拠に、その者が上記5名に含まれると容易に判断することはできないし、その者が上記5名に含まれると仮定しても、同じ条件の者が5名存在していて、対象者の識別まではできないことになるのであるから、かかる事情が、上記アの特段の事情の存在を基礎付けるものということとはできない。

5

そして、他に、上記アの特段の事情が存在していることを具体的に基礎付ける事情があると認めるに足りる証拠はない。

10

したがって、手術対象者に関する年齢情報が個人識別情報に当たるとする被告の主張を採用することはできない。

(2) 本件生活歴等情報について

ア 本件公文書には、手術対象者に関する本件生活歴等情報として、前提事実(6)イのとおり、出生の経緯、発育状況、学歴、知能の程度、性格や行動傾向、非行歴や犯罪歴、職業や就労の状況、異性関係、婚姻歴、妊娠や出産の状況、発病後の具体的な行動、治療経過等、生活歴や病歴に関する様々な内容が記録されている。

15

イ まず、被告は、手術対象者に関する本件生活歴等情報は、個人識別情報に該当するため公開ができない旨主張する。

20

この点、手術対象者の住所や氏名が明らかにされないことを前提にするとしても、手術対象者の職業や就労の状況に関する情報については、その情報が、会社員、団体職員、農林漁業従事者といった抽象的な内容に止まるものとは限られず、記録されている職業の種類、就労開始時期や就労に至った経緯といった記録内容によっては、当該管轄保健所内における対象者の範囲が

25

大きく限定されてしまう場合があるといえる。また、一般的に、職業に関する情報は、家族間に止まらず、就労上関わりを持つ不特定多数の第三者と共有されるものであるといえる。これらの点を考慮すると、特定の管轄保健所内に存在しているある特定の職業に従事している者にして、ある特定の年齢の者（年齢情報の公開を前提とする。）という情報から、個人が特定される場合があることは否定できないというべきである。他方、職業や就労の状況を除くその余の本件生活歴等情報については、手術対象者の住所や氏名が明らかにされないことを前提にすると、それらの情報をもって当該管轄保健所内における対象者の範囲を限定することが容易ではない上、それらの情報が、通常、職業に関する情報のように不特定多数の第三者と共有されるものとまでいえないことを考慮すると、特定の個人を識別させるものとまでいうことはできない。なお、非行歴や犯罪歴は、確かに、その内容が地域社会において知られた犯罪行為に関するものといった事情がある場合は、それ自体が個人の特定につながる情報といえるのであるが、そのような事情がないのであれば、対象者の住所や氏名が不明である以上、容易に個人の特定につながる情報であるとまでいうことはできない。そして、本件において、上記の事情があるという主張はないし、上記の事情があると認めるに足る証拠もない。したがって、対象者の住所や氏名を明らかにしない公開を前提とする本件において、非行歴や犯罪歴に関する記載が、個人識別情報に当たるということとはできない。

これに対し、被告は、昭和40年代前後の滋賀県においては、県民の多くが農業に従事し、冠婚葬祭の際などに多くの人が集まり、自治会やお祭りといった地域社会における活動が盛んであったから、本件生活歴等情報は個人識別情報に当たる旨主張する。しかし、被告が主張するようないわば濃密な人間関係があったことを前提にするとしても、年齢情報について検討したのと同様に、手術対象者の住所や氏名、職業や就労の状況に関する情報が公開さ

れていない前提の下で、当該情報のみから特定の個人が識別されることになるといえるだけの特段の事情があると認めるに足りる証拠はないから、その主張を採用することはできない。

5 他方、原告は、職業や就労の状況に関する情報が公開されたとしても、断片的にして抽象的な情報であり、約50年が経過している現時点で対象者を識別することは不可能である旨主張する。しかし、上記説示のとおり、職業や就労の状況如何によっては、既公開の情報と合わせて一定の個人が特定される場合があることは否定できないというべきであるから、その主張を採用することはできない。

10 したがって、本件生活歴等情報のうち、職業及び就労の状況に関する情報については、個人識別情報に当たるが、その余の情報は、個人識別情報に当たらないといえる。

ウ 次に、被告は、手術対象者に関する本件生活歴等情報は、利益侵害情報に該当するため公開ができない旨主張する。

15 この点、本件条例は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができないものであったとしても、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、そのような事情があることをもって、公開の対象外としている。そして、個人に関する情報の中には、社会通念上、個人の人格に密接に関わる情報にして、当該個人以外の者が知らないことが通常であって、厳にその秘匿性が守られるべきものが存在し、何らかの経緯によって行政庁である実施機関がその情報を知り、保有するに至ったとしても、その内容を第三者に公開することが適切でないというべきものがあることは容易に理解できるから、上記のような除外規定が定められていることも、立法政策上合理的なものといえる。

25 その上で、本件生活歴等情報のうち、手術対象者の出生の経緯や異性関係に関する情報（以下、これらの情報を「出生及び異性関係情報」という。）に

については、不特定多数の第三者に対してはもとより、たとえ家族間、親子間であつたとしても、その者の意思に反して伝えられることが適切でない内容が含まれることのある情報であり、社会通念上、個人の人格に密接に関わり、当該個人以外の者が知らないことが通常で、厳にその秘匿性が守られるべきものといえる。また、何らかの行政手続上の必要性によって、かかる情報を行政庁に明らかにした個人において、その情報は、第三者に対して公開される場合があるとは通常想定されていないものであつて、たとえ個人の特定が容易にできない前提があつたとしても、その情報が第三者に対して公開される可能性があるとなれば、当該個人の心情の静謐が害され、精神的苦痛を生じさせるおそれがあるといえる。したがって、本件生活歴等情報のうち、出生及び異性関係情報については、利益侵害情報に該当するというべきである。

他方、その余の本件生活歴等情報についてであるが、確かに、これらの情報の中には、当該個人の知能の程度や非行歴、治療経過といった、通常、プライバシーに属する情報として、第三者に公開することが適切でないと理解されている情報が数多く含まれている。しかし、これらの情報は、当該個人のプライバシーに属する情報ではあるものの、その情報の性質上、必然的に当該個人以外の一定の範囲の家族ないし関係者も知っている情報であるし、学歴や病歴のように、一定の必要性に基づき、当該情報が関係者や関係機関相互に共有される場合があることは公知の事実でもある。また、本件において問題とされている情報が約50年前のものであることや、手術対象者の住所や氏名が明らかにされず、先に認定説示したように、当該個人の識別ができないという前提があることといった事情を考慮すると、これらの情報が公開されることによって、当該個人に係る法的に保護されるべき権利や利益が侵害されるおそれがあるとまで認めるに足る証拠はない。

したがって、本件生活歴等情報のうち、出生及び異性関係情報については、利益侵害情報に当たるが、その余の情報は、利益侵害情報に当たらないとい

うべきである。

これに対し、被告は、前記のとおり、出生及び異性関係情報を除いた本件生活歴等情報についても、当該個人の人格に結びついている情報やプライバシーに属する情報であるとして、利益侵害情報に当たる旨主張する。しかし、
5 これらの情報が、上記のとおり、相対的に秘匿性が高いとまでいえないことに加え、本件条例が、利益侵害情報に当たる場合の要件として、これらの情報の公開によって、当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認定できることまで求めていることを踏まえると、上記のとおり判断するのが適当であるといえるから、その主張を採用することはできない。

10 他方、原告は、出生及び異性関係情報を含めた本件生活歴等情報の公開を求めている。しかし、上記のように、そもそも当該情報の秘匿性がとても高く、行政庁である実施機関がその情報を保有していること自体が例外的というべき状態であり、他者の判断でその公開がされ得ること自体が当該個人に苦痛を与えかねないものであることや、当該情報が約50年前のものであるとはいえ、
15 今も関係者が健在である可能性が十分にあることからすると、たとえ個人の識別が容易にできないものにして、他の自治体において公開をした事例があったとしても、当該情報について、他の本件生活歴等情報と同一に扱うことはできないというべきであるから、その主張を採用することはできない。

20 エ 原告は、本件生活歴等情報に個人識別情報や利益侵害情報に当たるというべきものがあるとしても、生命等保護情報として公開されるべきである旨主張する。

しかし、本件条例が、生命等保護情報について、個人識別情報や利益侵害情報であっても公開すると定めたのは、開示請求権が何人にも与えられていること（本件条例4条）を前提に、その情報自体が、人の生命、健康、生活または財産を保護するという公益目的から開示に高度の必要性があるもので、
25

たとえ開示によってその個人の利益が侵害されてもやむを得ないといえるような場合があると解されるためであるが、本件において、手術対象者の出生及び異性関係情報を公開しなければこれらの公益の保護が図れないといった事情があると具体的に認めることはできない。

5 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

オ 以上のとおり、本件生活歴等情報については、出生及び異性関係情報については、利益侵害情報として非公開とするべき理由があるが、その余の情報について非公開事由があると認めることはできない。なお、仮に、このような判断の下で公開されることになる本件生活歴等情報中に、集落名や関係者
10 名などの固有名詞が含まれている場合の当該固有名詞は、個人識別情報として開示されるべきではない。

(3) 本件遺伝情報について

本件公文書に記載されている情報のうち、親族に精神疾患に罹患した者がいることやその親族の状況等といった本件遺伝情報については、出生及び異性関係情報と同様に、不特定多数の第三者に対してはもとより、親族間であったとしても、その者の意思に反して伝えられることが適切でない内容が含まれることのある情報であり、社会通念上、個人の人格に密接に関わり、厳にその秘匿性が守られるべき情報であるといえる。そして、かかる情報を行政庁に提供した個人において、その情報が、第三者に対して公開される場合があるとは通常
15 想定しておらず、その公開の可能性があるとすれば、当該個人の心情の静謐が害され、精神的苦痛を生じさせるおそれがあることや、当該情報が約50年前のものであるとはいえ、今も関係者が健在である可能性が十分にあることは、上記(2)ウで説示したのと同様である。

したがって、本件遺伝情報は、利益侵害情報に当たるといえるべきである。

25 また、上記(2)エと同様に、本件遺伝情報についても、生命等保護情報として公開されるべき情報と認めることはできない。

(4) 本件意向聴取情報について

本件公文書に記載されている情報のうち本件意向聴取情報は、その意向を述べた親族等において、手術対象者が子を産み、育てることについてどう考え、さらに手術対象者に優生手術を受けさせることについてどのように考えるかといった、当該親族等の心情の機微に触れる内容に関するものであるところ、このような内容の情報についても、出生及び異性関係情報と同様に、不特定多数の第三者に対してはもとより、親族間であったとしても、その者の意思に反して伝えられることが適切でない内容が含まれることのある情報であり、社会通念上、個人の人格に密接に関わり、厳にその秘匿性が守られるべき情報であるといえる。そして、かかる情報を行政庁に提供した個人において、その情報が、第三者に対して公開される場合があるとは通常想定しておらず、その公開の可能性があるとすれば、当該個人の心情の静謐が害され、精神的苦痛を生じさせるおそれがあることや、当該情報が約50年前のものであるとはいえ、今も関係者が健在である可能性が十分にあることは、上記(2)ウで説示したのと同様である。

したがって、本件意向聴取情報は、利益侵害情報に当たるといふべきであるし、本件意向聴取情報が、生命等保護情報に当たらないことは、上記(2)エ及び(3)と同様である。

(5) 本件手続関係情報について

ア まず、本件手続関係情報には、医師個人の氏名が記載されている部分があるところ、これらの氏名が、個人識別情報に該当することは明らかである。

原告は、当該医師らは、当時における公益的な立場から優生手術に携わったのであるし、適正手続の保障を図る観点からすれば、公開慣行情報に当たる旨主張する。しかし、優生手術の手続に携わった医師の氏名を明らかにするよう定めた法令等があった事実や、その氏名を明らかにする慣行があった事実を認めるに足る証拠はない。そして、本件条例が、個人識別情報に該当

するか否かを判断する上で、たとえその個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報である場合であっても、当該公務員等である個人の氏名を除き、職及び職務遂行の内容に係る部分に限って公開すると定めていること（本件条例6条1号ウ）からすると、当該医師が、旧優生保護法に基づく職務として優生手術の手術に携わったという点を捉えて、上記の各要件を充たしていると認めることもできない。なお、旧優生保護法の施行に伴って行われた優生手術の実施が、手術対象者に対する重大な人権侵害に当たる行為であり、違法な公権力の行使であったとしても、優生手術の手術に携わった医師らは、旧優生保護法に基づく公法上の職務として関与をしたものであって、当該医師らが、個人として、その関与について手術対象者に対する責任を負うべきことにはならないことからすると、当該医師の氏名が、損害賠償請求権行使のために必要であるといった観点での生命等保護情報として公開されるべきものということもできない。

したがって、本件手続関係情報中、診断や申請をした医師個人の氏名については、個人識別情報に該当し、非公開事由があるというべきである。

イ 次いで、本件手続関係情報には、優生手術の手術に関与した医療機関名が記載されている部分があるところ、被告は、その名称は、法人利益侵害情報として公開することができない旨主張する。

しかし、本件条例6条2号アは、法人利益侵害情報として非公開にし得る場合を、公開によって、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があると認定できるような場合に限っている。本件公文書の公開によって、当該医療機関が優生手術の手術に関与した事実が明らかになるとしても、それは昭和43年から昭和52年という約50年以上過去の出来事であることや、当該医療機関は、旧優生保護法に基づく公法上の職務として関与をしたにすぎないことからすると、仮に、当該医療機関名が現在明らかになったとしても、そのことから直ちに当該医療機関の名誉や信用と

いった権利が侵害されたり、他の医療機関との競争上の地位その他正当な利益が侵害されたりするおそれがあるとまでいえない。そして、他に上記のおそれがあると認めるに足る証拠もない。

5 また、本件条例6条6号オは、法人利益侵害情報として非公開にし得る場合を、公開によって、当該法人等の「事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認定できるような場合に限っているところ、本件条例6条2号アについて説示したのと同様の理由から、本件において、そのおそれがあると認めることはできない。

10 したがって、本件手続関係情報中、医療機関名については、法人利益侵害情報に該当せず、非公開事由がないというべきである。

 ところで、被告は、医療機関名を公開すると、非公開事由があるというべき医師個人の氏名が識別されてしまうことになる旨の主張をする。

15 しかし、公開によって明らかになるのが約50年以上過去の出来事であって、その後、所属する医師に変化が生じている場合があろうことや、特定の医療機関であっても、兼務その他で複数の医師が診療に携わっている例が少なくないことからすると、被告の主張は、抽象的な可能性を指摘するに止まるものというべきであって、医療機関名の公開をもって医師個人の氏名が直ちに識別されるとまで認めることはできない。したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

20 ウ その上で、本件手続関係情報に含まれる本件手術情報については、本件生活歴等情報における治療経過に関する情報と同様に、本件において当該個人の識別ができないという前提がある事情を考慮すると、利益侵害情報に当たるとまで認めることはできない。

(6) 小括

25 よって、争点1については、本件生活歴等情報のうち職業及び就労の状況に関する情報の部分、出生及び異性関係情報の部分、本件遺伝情報に関する部分、

本件意向聴取情報に関する部分、並びに、本件手続関係情報のうち医師個人の氏名の部分について非公開事由があると認められるが、その余の部分について非公開事由があると認めることはできない。

2 争点2（審査請求手続に手続上の違法があったか）について

5 原告は、本件審査請求手続において、審査庁ないし審理員が、行政不服審査法31条に定める口頭意見陳述の申立てができる旨を原告に通知しなかった違法がある旨主張する。

10 しかし、同法が、口頭意見陳述は、審査請求人等から申立てがあった場合に実施すると定めているにすぎず、その申立ての教示を審査庁や審理員に義務付けた規定が何ら存在しないことからすると、審査請求手続上、原告が主張するような通知の教示義務が審査庁等にあったと解することはできない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

3 争点3（本件裁決に手続上の違法があったか）について

15 (1) 原告は、処分行政庁が、審議会がした公開を相当とする答申に反する本件裁決をしたことが違法である旨主張する。

しかし、本件条例は、実施機関に対し、審議会がした答申を尊重するよう求めているものの、当該答申と異なる裁決をしてはならないと義務付けているものではないのであるから、本件裁決が、本件答申に反していることをもって違法があると認めることはできない。

20 (2) 原告は、処分行政庁が、審議会が答申をした後、本件裁決までに約6か月を要したことが違法である旨主張する。

25 しかし、本件条例は、実施機関に対し、答申を受けた後、速やかに裁決をするよう求めているものの、具体的な期限を定めているのではないし、そもそも本件では、前提事実(6)のとおり、多数の文書と情報を内容とする本件公文書が公開の対象となっていて、かつ、争点1で認定説示したとおり、審議会がした答申と一部異なる判断をすることに合理性があったのであるから、上記の期間

を要したという点を捉えて違法があると認めることはできない。

- (3) 原告は、本件裁決には、「申請を促す文書」を非公開とした理由が示されていない違法がある旨主張する。

しかし、当該「申請を促す文書」(別紙2 p 118～127)においては医療機関名が非公開とされているところ、本件答申における判断と異なり、医療機関の具体的な名称を公開しないことにした理由は、当該文書に係る判断を記した裁決書(甲22)に記載されているし、その記載は、当該非公開の判断の内容が具体的に了知できるものと認められるから、原告が主張する違法があったと認めることはできない

4 まとめ

以上によれば、処分行政庁がした原決定は、争点1に係る前記1(6)で判示したとおり、本件公文書について、本件生活歴等情報のうち職業及び就労の状況に関する情報の部分、出生及び異性関係情報の部分、本件遺伝情報に関する部分、本件意向聴取情報に関する部分、並びに、本件手続関係情報のうち医師個人の氏名の部分を除く情報について非公開とした点において、本件条例に反した違法があると認められるが、原決定のその余の点と、本件裁決に違法があったと認めることはできない。

その上で、本件請求に係る部分に記載された情報に即したあてはめをすると、具体的に公開されるべき部分は、別紙3及び4の判断欄記載のとおりとなる。

5 結論

よって、原決定の取消しの訴えを、別紙3及び4の判断欄において公開する旨特定した情報に係る取消しを求める限度で認容して、その余の部分をいずれも棄却し、公開決定の義務付けの訴えを、取消しの訴えに係る上記の認容部分の限度で認容して、その余の部分をいずれも却下し、本件裁決の取消しの訴えは、理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条本文、同法61条を適用して、主文のとおり判決する。

大津地方裁判所民事部

5 裁判長裁判官 堀 部 亮 一

10 裁判官 脇 田 奈 央

裁判官 松 倉 梨 香

(当事者目録は掲載省略)

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	審議会の答申(公開すべき部分)	滋賀県の裁決 (公開した部分)	非公開部分	県の非公開理由
3	7	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄	対象者の年齢		対象者の年齢	非公開事由①
5	8	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
6	8	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	全部		全部	非公開事由①
7	8	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	2行目の左から1～3字目以外の部分		2行目の左から1～3字目以外の部分	非公開事由②
8	8	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	文章の部分、家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分	非公開事由②
9	8	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部		全部	非公開事由②
10	9	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
11	9	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	全部		全部	非公開事由①
12	9	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	4行目の左から1～6字目および13～15字目以外の部分		4行目の左から1～6字目および13～15字目以外の部分	非公開事由②
13	9	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の1行目の左から6～8字目以外の部分・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分の1行目の左から6～8字目以外の部分	非公開事由①
14	9	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部		全部	非公開事由②
15	10	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
16	10	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	全部		全部	非公開事由①
17	10	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	全部		全部	非公開事由②
18	10	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の3行目の左から9および10字目以外の部分・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分の3行目の左から9および10字目以外の部分	非公開事由②
19	10	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部		全部	非公開事由②
20	11	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
21	11	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	全部		全部	非公開事由①
22	11	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	2行目の左から5～8字目および17～20字目ならびに4行目の左から9～13字目以外の部分		2行目の左から5～8字目および17～20字目ならびに4行目の左から9～13字目以外の部分	非公開事由②
23	11	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	文章の部分、家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分	非公開事由②
24	11	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	1行目の左から1～4字目以外の部分		1行目の左から1～4字目以外の部分	非公開事由②
25	11	優生手術審査対象者	「摘要」欄	1行目の左から5～9字目、2行目の左から1～4字目および10～16字目ならびに3行目の左から1～4字目および10～12字目以外の部分	1行目の左から5～9字目および11字目～15字目、2行目の左から1～4字目および7～16字目ならびに3行目の左から1～4字目および7～14字目以外の部分	1行目の左から11～15字目、2行目の左から7～9字目ならびに3行目の左から7～9字目および13～14字目	非公開事由① ②
26	12	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
27	12	優生手術申請書	「備考」欄	全部		全部	非公開事由②
28	13	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢		年齢	非公開事由①
29	13	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄	年齢		年齢	非公開事由①
31	15	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		生年月日のうち「生年」の部分、年齢	非公開事由①
32	15	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①

33	15	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	上から一人目の情報のうち、1行目の部分以外の部分		上から一人目の情報のうち、1行目の部分以外の部分	非公開事由②
35	15	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	1行目の左から12～17字目以外の部分		1行目の左から12～17字目以外の部分	非公開事由②
37	15	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	1行目の左から21～23字目以外の部分		1行目の左から21～23字目以外の部分	非公開事由②
40	15	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」欄	文章の部分および家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分	非公開事由②
42	15	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」欄	全部		全部	非公開事由②
43	16	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
44	16	優生手術申請書	「備考」欄	全部		全部	非公開事由②
45	17	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢		年齢	非公開事由①
46	17	健康診断書	「発病後の経過」欄	2列目の上から28～34字目以外の部分		2列目の上から28～34字目以外の部分	非公開事由②
47	17	健康診断書	「現在の症状」欄	全部		全部	非公開事由②
48	17	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄の「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
50	19	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		生年月日のうち「生年」の部分、年齢	非公開事由①
51	19	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
52	19	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	左側の上から一人目および三人目ならびに右側の上から四人目の職業以外の部分		左側の上から一人目および三人目ならびに右側の上から四人目の職業以外の部分	非公開事由②
54	19	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	2行目の左から1、2字目以外の部分		2行目の左から1、2字目以外の部分	非公開事由②
55	19	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	1行目の左から3～8字目および18～23字目ならびに3行目の左から17～21字目以外の部分		1行目の左から3～8字目および18～23字目ならびに3行目の左から17～21字目以外の部分	非公開事由②
57	19	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	2行目の左から10～14字目および19～21字目以外の部分		2行目の左から10～14字目および19～21字目以外の部分	非公開事由②
59	19	優生手術該当者調査書	「現在の症状」欄	1行目の左から3および4字目以外の部分		1行目の左から3および4字目以外の部分	非公開事由②
61	19	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、4行目の左から6～8字目以外の部分・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分のうち、4行目の左から6～8字目以外の部分	非公開事由②
63	19	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」欄	全部		全部	非公開事由②
64	20	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
65	20	優生手術申請書	「申請者(医師)」欄のうち「住所」欄	全部		全部	非公開事由①
66	21	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢		年齢	非公開事由①
67	21	健康診断書	診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		医師氏名および印影以外の部分	非公開事由①③
68	21	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
71	21	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年令」欄	全部		全部	非公開事由①
72	21	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	続柄		続柄	非公開事由①
73	21	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「病名」欄	病名		病名	非公開事由②
74	21	遺伝調査書	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		医師氏名および印影以外の部分	非公開事由③
76	23	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		生年月日のうち「生年」の部分、年齢	非公開事由①
77	23	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
78	23	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	全部		全部	非公開事由②
80	23	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	1行目の左から20～22字目および39～43字目以外の部分		1行目の左から20～22字目および39～43字目以外の部分	非公開事由②

82	23	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	1行目の左から30および31字目、3行目の左から25～29字目ならびに4行目の左から4～6字目以外の部分		1行目の左から30および31字目、3行目の左から25～29字目ならびに4行目の左から4～6字目以外の部分	非公開事由②
84	23	優生手術該当者調査書	「現在の症状」欄	2行目の左から19および20字目以外の部分		2行目の左から19および20字目以外の部分	非公開事由②
86	23	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち3行目の左から8、9字目および18～20字目、4行目の左から3～5字目ならびに6行目の左から3、4字目以外の部分・家系図の線の部分・聴取した相手方の氏名および住所以外の部分	家系図の線の部分、「本人(優生手術該当者)又は家族との続柄」欄のすべて	・文章の部分のうち3行目の左から8、9字目および18～20字目、4行目の左から3～5字目ならびに6行目の左から3、4字目以外の部分・聴取した相手方の氏名および住所以外の部分(「本人(優生手術該当者)又は家族との続柄」欄のすべてを除く)	非公開事由②
87	23	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」欄	全部		全部	非公開事由②
88	24	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
89	24	優生手術申請書	「申請者(医師)」欄のうち「住所」欄	全部		全部	非公開事由①
90	25	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
91	25	健康診断書	「発病後の経過」欄	全部		全部	非公開事由②
92	25	健康診断書	「現在の症状」欄	全部		全部	非公開事由②
93	25	健康診断書	診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		医師氏名および印影以外の部分	非公開事由③
94	25	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
98	25	遺伝調査書	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		医師氏名および印影以外の部分	非公開事由① ③
100	27	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		年齢	非公開事由①
101	27	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
102	27	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	上から二人目の全部および三人目の1行目以外の部分		上から二人目の全部および三人目の1行目以外の部分	非公開事由②
105	27	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	1行目の左から14～29字目および33～35字目以外の部分		1行目の左から14～29字目および33～35字目以外の部分	非公開事由②
107	27	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	1行目の左から31～34字目および2行目の左から1～4字目以外の部分		1行目の左から31～34字目および2行目の左から1～4字目以外の部分	非公開事由②
109	27	優生手術該当者調査書	「現在の症状」欄	1行目の左から6～9字目以外の部分		1行目の左から6～9字目以外の部分	非公開事由②
111	27	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」欄	聴取した相手方の氏名および住所以外の部分	「遺伝関係」欄のうち「系図」および「本人(優生手術該当者)又は家族との関係」欄は全部	聴取した相手方の氏名および住所以外の部分(「系図」および「本人(優生手術該当者)又は家族との関係」欄を除く)	非公開事由②
112	27	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」欄	全部		全部	非公開事由②
115	41	優生手術の実施について(昭和44年3月5日)	案の6のうち「指定医師」欄	全部		全部	非公開事由①
116	41	優生手術の実施について(昭和44年3月5日)	案の6のうち「実施病院」欄	全部		全部	非公開事由① ③
117	42	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名	審査委員氏名	病院名、手術実施医師氏名	非公開事由① ③
118	43	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名	審査委員氏名	病院名、手術実施医師氏名	非公開事由① ③
119	53	優生手術の審査について(昭和46年2月10日)		2行目の左から17～23字目および3行目の左から1～5字目ならびに9行目の非公開とした部分	9行目の右から7字目および8字目	2行目の左から17～23字目および3行目の左から1～5字目ならびに9行目の非公開とした部分(9行目の右から7字目および8字目を除く)	非公開事由① ③
120	55	優生手術の審査について(昭和46年2月10日)	「1申請者」の部分	病院名		病院名	非公開事由① ③
121	56	優生手術適否決定書		2行目の左から15および16字目、病院名、手術実施医師氏名ならびに審査委員氏名	2行目の左から15および16字目、12行目4および5字目ならびに審査委員氏名	病院名、手術実施医師氏名(12行目の4および5字目を除く)	非公開事由① ③
125	59	対象者、同意者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
127	59	対象者、同意者、申請医師等の一覧表	「申請医師」欄	病院名		病院名	非公開事由① ③

128	59	対象者、同意者、申請医師等の一覧表	「被申請者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
130	59	対象者、同意者、申請医師等の一覧表	「申請医師」欄	病院名		病院名	非公開事由① ③
131	59	対象者、同意者、申請医師等の一覧表	「予定指定手術実施医師」	全部		全部	非公開事由①
132	60	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		生年月日のうち「生年」の部分、年齢	非公開事由①
133	60	優生手術審査対象者	「申請事由」欄	1行目の全部および2行目の左から1～11字目以外の部分		1行目の全部および2行目の左から1～11字目以外の部分	非公開事由②
134	60	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	病院名		病院名	非公開事由① ③
135	60	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	1行目の左から8～10字目以外の部分		1行目の左から8～10字目以外の部分	非公開事由②
136	60	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の7行目の左から16字目、8行目の左から1および2字目、ならびに9行目左から10～20字目以外の部分・家系図の線の部分	家系図の線の部分	・文章の部分の7行目の左から16字目、8行目の左から1および2字目、ならびに9行目左から10～20字目以外の部分	非公開事由②
137	60	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	1行目の左から1～19字目以外の部分		1行目の左から1～19字目以外の部分	非公開事由②
138	61	優生手術について(申請)(昭和46年2月9日)	「2生年月日」の部分	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
139	62	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
140	62	優生手術申請書	「申請者(医師)」欄のうち「住所」欄	右から1列目 全部、2列目の上から1～12字目		右から1列目 全部、2列目の上から1～12字目	非公開事由①
141	62	優生手術申請書	「付記」欄	全部		全部	非公開事由②
142	63	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
143	63	健康診断書	「発病後の経過」欄	全部		全部	非公開事由②
144	63	健康診断書	「現在の症状」	全部		全部	非公開事由②
145	63	健康診断書	診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		医師氏名および印影以外の部分	非公開事由③
146	63	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
147	63	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年令」欄	全部		全部	非公開事由①
148	63	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	続柄		続柄	非公開事由①
149	63	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「病名」欄	病名		病名	非公開事由②
150	63	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄	上から1～5字目以外の部分		上から1～5字目以外の部分	非公開事由②
151	63	遺伝調査書	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		医師氏名および印影以外の部分	非公開事由① ③
153	65	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		生年月日のうち「生年」の部分、年齢	非公開事由①
154	65	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
155	65	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	全部		全部	非公開事由②
158	65	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	1行目の左から4～6字目以外の部分		1行目の左から4～6字目以外の部分	非公開事由②
160	65	優生手術該当者調査書	「現在の症状」欄	1行目の左から1～19字目以外の部分		1行目の左から1～19字目以外の部分	非公開事由②
162	65	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、7行目の左から9～11字目および8行目の左から10～16字目以外の部分・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分のうち、7行目の左から9～11字目および8行目の左から10～16字目以外の部分	非公開事由②
164	65	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」欄	2行目および3行目		2行目および3行目	非公開事由②
165	69	優生手術の実施について(昭和46年2月20日)	「案の2」	指定医師氏名		指定医師氏名	非公開事由①
166	70	優生手術の実施について(昭和46年2月20日)	「案の3」	病院名、指定医師氏名		病院名、指定医師氏名	非公開事由① ③
167	72	優生手術の実施について(昭和46年2月20日)	「案の4」	病院名、指定医師氏名		病院名、指定医師氏名	非公開事由① ③

168	73	優生手術の実施について(昭和46年2月20日)	「案の5」	病院名		病院名	非公開事由①③
169	74	優生手術の実施について(昭和46年2月20日)	「案の6」	指定医師氏名、手術実施病院名		指定医師氏名、手術実施病院名	非公開事由①③
171	77	優生手術の施術について(昭和46年6月28日)		生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
172	80	優生手術中止届		3行目の3～6字目ならびに医師氏名および印影以外の部分	3行目の3～6字目、11行目、12行目、医師氏名および印影以外の部分	11行目、12行目	非公開事由②
173	82	優生手術の審査について(昭和47年2月17日)		上から3行目の左から10～15字目以外の部分	8行目右から3および4字目、ならびに11行目左から9および10字目	上から3行目の左から10～15字目以外の部分(8行目右から3および4字目、ならびに11行目左から9および10字目を除く)	非公開事由①③
174	83	優生手術の審査について(昭和47年2月17日)	「案」	9行目の左から8～14字目	9行目の右から3および4字目	9行目の左から8～14字目(9行目の右から3および4字目を除く)	非公開事由①③
175	84	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		生年月日のうち「生年」の部分、年齢	非公開事由①
176	84	優生手術審査対象者	「申請事由」欄	1行目の左から6および7字目ならびに23および24字目以外の部分	1行目の左から1字目から19字目ならびに23および24字目以外の部分	1行目の左から1字目から5字目および8字目から19字目	非公開事由②
177	84	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	左から1～9字目	左から8および9字目	左から1～7字目	非公開事由①③
178	84	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「発病後の経過」欄	1行目の左から7および8字目、2行目の左から24および25字目、5行目の左から14～22字目および25～29字目、6行目の左から1～4字目ならびに7行目の左から10～18字目以外の部分		1行目の左から7および8字目、2行目の左から24および25字目、5行目の左から14～22字目および25～29字目、6行目の左から1～4字目ならびに7行目の左から10～18字目以外の部分	非公開事由②
179	84	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「遺伝関係」欄	・家系図の線の部分・文章の部分のうち、1行目の左から3～5字目および7～15字目、2行目の左から1字目、3行目の左から7～10字目、6行目の左から9および10字目ならびに15および16字目ならびに7行目の左から5～7字目以外の部分	家系図の線の部分と家系図の下に記載の10文字	文章の部分のうち、1行目の左から3～5字目および7～15字目、2行目の左から1字目、3行目の左から7～10字目、6行目の左から9および10字目ならびに15および16字目ならびに7行目の左から5～7字目以外の部分(家系図の下に記載の10文字は除く)	非公開事由②
180	84	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「現在の症状」欄	左から1行目の1～9字目以外の部分		左から1行目の1～9字目以外の部分	非公開事由②
181	85	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		生年月日のうち「生年」の部分、年齢	非公開事由①
182	85	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	左から1～7字目、9、10字目	9、10字目	左から1～7字目	非公開事由①③
183	85	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「診断医師」欄	左から1～7字目、9、10字目	9、10字目	左から1～7字目	非公開事由①③
184	85	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「発病後の経過」欄	2行目の左から19～29字目、3行目の左から1および2字目ならびに26～32字目、4行目の左から1～19字目ならびに5行目の左から14～28字目以外の部分		2行目の左から19～29字目、3行目の左から1および2字目ならびに26～32字目、4行目の左から1～19字目ならびに5行目の左から14～28字目以外の部分	非公開事由②
185	85	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「遺伝関係」欄	・文章の部分・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分	非公開事由②
186	85	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「現在の症状」欄	全部		全部	非公開事由②
187	87	優生手術該当者調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分および年齢		生年月日のうち「生年」の部分および年齢	非公開事由①
188	87	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
189	87	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	左側の上から4人目の1行目以外の部分		左側の上から4人目の1行目以外の部分	非公開事由②
190	87	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	1行目の左から3～6字目および35～41字目、2行目の左から1字目、6～10字目、18～25字目ならびに43および44字目ならびに3行目の左から19および20字目ならびに22～26字目以外の部分		1行目の左から3～6字目および35～41字目、2行目の左から1字目、6～10字目、18～25字目ならびに43および44字目ならびに3行目の左から19および20字目ならびに22～26字目以外の部分	非公開事由②
192	87	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	1行目の左から6および7字目ならびに2行目の左から6および7字目以外の部分		1行目の左から6および7字目ならびに2行目の左から6および7字目以外の部分	非公開事由②
194	87	優生手術該当者調査書	「現在の症状」欄	1行目の左から1～14字目および2行目の左から21～29字目以外の部分		1行目の左から1～14字目および2行目の左から21～29字目以外の部分	非公開事由②
196	87	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、1行目の左から3～5字目ならびに3行目の左から7～9字目および12～15字目以外の部分・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分のうち、1行目の左から3～5字目ならびに3行目の左から7～9字目および12～15字目以外の部分	非公開事由②
198	87	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」	1行目の左から24および25字目以外の部分		1行目の左から24および25字目以外の部分	非公開事由②
199	88	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①

200	88	優生手術申請書	「申請者(医師)」欄のうち「住所」欄	全部		全部	非公開事由①
201	88	優生手術申請書	「付記」欄	全部		全部	非公開事由②
202	89	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢		年齢	非公開事由①
203	89	健康診断書	「発病後の経過」欄	右から2列目 30～35字目以外の部分		右から2列目 30～35字目以外の部分	非公開事由②
204	89	健康診断書	診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		医師氏名および印影以外の部分	非公開事由① ③
205	89	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
207	89	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「氏名」欄	右から1列目 上から3～9字目		右から1列目 上から3～9字目	非公開事由①
208	89	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
209	89	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	右から2列目 全部		右から2列目 全部	非公開事由①
210	89	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄	右から2列目 上から1、2字目および5～8字目以外の部分		右から2列目 上から1、2字目および5～8字目以外の部分	非公開事由②
211	89	遺伝調査書	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		医師氏名および印影以外の部分	非公開事由① ③
213	91	優生手術の申請について(達達)(昭和47年1月12日)		10行目の左から9～15字目		10行目の左から9～15字目	非公開事由① ③
214	92	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢		生年月日のうち「生年」の部分、年齢	非公開事由①
215	92	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
216	92	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	上から一人目の1行目、2行目の左から1字目ならびに二人目の左から1および2字目以外の部分		上から一人目の1行目、2行目の左から1字目ならびに二人目の左から1および2字目以外の部分	非公開事由②
217	92	優生手術該当者調査書	「家族の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	1行目の左から28および29字目ならびに46および47字目ならびに2行目の左から2～6字目以外の部分		1行目の左から28および29字目ならびに46および47字目ならびに2行目の左から2～6字目以外の部分	非公開事由②
219	92	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	2行目の左から4～17字目および41～51字目、3行目の左から1～15字目および38～50字目ならびに4行目の左から1および2字目以外の部分		2行目の左から4～17字目および41～51字目、3行目の左から1～15字目および38～50字目ならびに4行目の左から1および2字目以外の部分	非公開事由②
221	93	優生手術該当者調査書	「現在の症状」欄	聴取した相手方の氏名および住所以外の部分	「本人(優生手術該当者)又は家族との続柄」欄	聴取した相手方の氏名および住所以外の部分(「本人(優生手術該当者)又は家族との続柄」欄を除く)	非公開事由②
222	93	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」	・文章の部分 ・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分	非公開事由②
224	93	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」	全部		全部	非公開事由②
225	94	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
226	94	優生手術申請書	「申請者(医師)」欄のうち「住所」欄	全部		全部	非公開事由①
228	94	優生手術申請書	「付記」欄	全部		全部	非公開事由②
229	95	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢		年齢	非公開事由①
230	95	健康診断書	「発病後の経過」欄	右から2行目の上から18～23字目以外の部分		右から2行目の上から18～23字目以外の部分	非公開事由②
231	95	健康診断書	「現在の症状」欄	全部		全部	非公開事由②
232	95	健康診断書	診断書の署名部分	・病院所在地 ・「医師氏名」から3および4字目	「医師氏名」から3および4字目	病院所在地	非公開事由① ③
233	95	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
234	95	遺伝調査書	調査書の署名部分	・病院所在地 ・「医師氏名」から3および4字目	「医師氏名」から3および4字目	病院所在地	非公開事由① ③
236	97	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名	審査委員氏名	病院名、手術実施医師氏名	非公開事由① ③
238	101	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案1」	4行目の左から1～7字目		4行目の左から1～7字目	非公開事由① ③
239	102	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案2」	7行目の左から1～4字目および14行目の右から1～4字目以外の部分	5行目の左から1および2行目	指定医師氏名と病院名と思われる部分	非公開事由① ③
240	103	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案3」	7行目の左から1～4字目以外の部分		7行目の左から1～4字目以外の部分	非公開事由① ③

241	105	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案4」	4行目の左から1～4字目および7行目の左から10～13字目以外の部分	4行目の左から1～4字目および7行目の左から10～13字目以外の部分	非公開事由① ③
242	106	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案5」	4行目の左から1～4字目以外の部分	4行目の左から1～4字目以外の部分	非公開事由① ③
243	107	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案6」	15行目の右から4～7字目	15行目の右から4～7字目	非公開事由① ③
244	108	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案6」	指定医師氏名、実施医療機関名	指定医師氏名、実施医療機関名	非公開事由① ③
245	109	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案7」	7行目の左から1～9字目	7行目の左から1～9字目	非公開事由① ③
246	110	優生手術の実施について(昭和47年3月14日)	「案8」	7行目の左から1～9字目および13行目左から1～6字目	7行目の左から1～9字目および13行目左から1～6字目	非公開事由① ③
247	112	優生手術の審査について		2行目の1～6字目	2行目の右から9および10字目	申請医師所属病院名と思われる部分 非公開事由① ③
250	115	優生手術審査対象者	「対象者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
251	115	優生手術審査対象者	「申請理由」の部分	4行目の左から1～5字目以外の部分	4行目の左から1～5字目以外の部分	非公開事由②
252	115	優生手術審査対象者	「調査概要」の部分のうち「職業」の部分	全部	全部	非公開事由②
254	116	優生手術審査対象者	本人の生育歴および生活歴	本文15行目の左から2および3字目、17行目の左から3～14字目ならびに20行目の左から1～6字目以外の部分	本文15行目の左から2および3字目、17行目の左から3～14字目ならびに20行目の左から1～6字目以外の部分	非公開事由②
255	117	優生手術審査対象者	県立精神薄弱者更生相談所による知能検査	全部	全部	非公開事由②
257	119	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
258	119	優生手術申請書	「申請者(医師)」欄のうち「住所」欄	全部	全部	非公開事由①
259	119	優生手術申請書	「附記」欄	右から2行目の上から1～4字目以外の部分	右から2行目の上から1～4字目以外の部分	非公開事由②
260	120	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令及び性別」欄	年齢	年齢	非公開事由①
261	120	健康診断書	「発病後の経過」欄	右から3行目の上から6および7字目以外の部分	右から3行目の上から6および7字目以外の部分	非公開事由②
262	120	健康診断書	診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分	医師氏名および印影以外の部分	非公開事由③
263	121	同意書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・生年月日及び性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
265	122	判定書	「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
266	123	判定書	生年月日の部分	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
267	123	判定書	生活歴	本文上から4行目の右から3および4字目以外の部分	本文上から4行目の右から3および4字目以外の部分	非公開事由②
268	124	判定書	生活歴	7行目の左から16から17字目(6行目と7行目の間に書かれたものを含む。)、10行目の左から1～17字目および27～29字目ならびに11行目の1～4字目以外の部分	7行目の左から16から17字目(6行目と7行目の間に書かれたものを含む。)、10行目の左から1～17字目および27～29字目ならびに11行目の1～4字目以外の部分	非公開事由②
269	125	判定書	知能検査並びにその解釈	全部	全部	非公開事由②
270	126	判定書	総合所見	全部	全部	非公開事由②
271	127	生育歴 概略		本文5行目の右から1および2字目以外の部分	本文5行目の右から1および2字目以外の部分	非公開事由②
272	128	生育歴 概略		本文2行目の左から8および9字目、7行目の左から1～10字目ならびに12および13字目、8行目の右から6～9字目、9行目の右から2～9字目、10行目の左から5～7字目、14行目の左から4～8字目、15行目の右から1および2字目、16行目の左から1字目、17行目の右から7～9字目、18行目の左から9～13字目ならびに22行目の右から10および11以外の部分	本文2行目の左から8および9字目、7行目の左から1～10字目ならびに12および13字目、8行目の右から6～9字目、9行目の右から2～9字目、10行目の左から5～7字目、14行目の左から4～8字目、15行目の右から1および2字目、16行目の左から1字目、17行目の右から7～9字目、18行目の左から9～13字目ならびに22行目の右から10および11以外の部分	非公開事由②
273	129	生育歴 概略		全部	全部	非公開事由②
276	134	優生手術の実施について(昭和52年2月16日)	「案の1」	申請医師所属病院名	申請医師所属病院名	非公開事由① ③
277	135	優生手術の実施について(昭和52年2月16日)	「案の2」	申請医師所属病院名	申請医師所属病院名	非公開事由① ③
278	137	優生手術適否決定通知書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢	年齢	非公開事由①

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	審議会の答申(公開すべき部分)	滋賀県の裁決 (公開した部分)	非公開部分	県の非公開理由
3	55	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
4	55	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「手術実施病院名」欄	手術実施病院名		手術実施病院名	非公開事由① ③ ⑤
5	55	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「手術術式」欄	手術術式		手術術式	非公開事由② ④
6	69	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「生年月日」欄	全部		全部	非公開事由①
7	69	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「注射料」欄	全部(当該欄の右側の空欄部分に記 載があるものも含む。)		全部(当該欄の右側の空欄部分に記 載があるものも含む。)	非公開事由② ④
8	69	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「処置料」欄	全部(当該欄の右側の空欄部分に記 載があるものも含む。)		全部(当該欄の右側の空欄部分に記 載があるものも含む。)	非公開事由② ④
9	69	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「手術料」欄	全部(当該欄の右側の空欄部分に記 載があるものも含む。)		全部(当該欄の右側の空欄部分に記 載があるものも含む。)	非公開事由② ④
10	69	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「保険医療機関の所在地及び名称」 の部分	全部		全部	非公開事由① ③ ⑤
11	69	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「開設者氏名」欄	全部		全部	非公開事由①
12	69	請求書		全部		全部	非公開事由① ③ ⑤
14	70	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「生年月日」欄	全部		全部	非公開事由①
16	70	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「投薬」欄	全部		全部	非公開事由② ④
17	70	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「注射」欄	全部		全部	非公開事由② ④
18	70	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「処置及び手術」欄	全部		全部	非公開事由② ④
19	70	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	明細書右側の空欄部分	全部		全部	非公開事由② ④
20	70	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「保険医療機関の所在地及び名 称」の部分	保険医療機関の所在地及び名称		保険医療機関の所在地及び名称	非公開事由① ③ ⑤
21	70	昭和44年3月分診療報酬請求 明細書	「開設者氏名」欄	代表者氏名		代表者氏名	非公開事由①
22	70	請求書		印影以外の部分		印影以外の部分	非公開事由① ③ ⑤
23	93	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
24	93	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「手術実施病院名」欄	手術実施病院名		手術実施病院名	非公開事由① ③ ⑤
25	93	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「手術術式」欄	手術術式		手術術式	非公開事由② ④
26	99	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
27	99	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「手術実施病院名」欄	手術実施病院名		手術実施病院名	非公開事由① ③ ⑤
28	99	昭和43年度優生手術費交付金 個人別支出明細書	「手術術式」欄	手術術式		手術術式	非公開事由② ④
29	118	審査を要件とする優生手術該 当者の調査動向について(昭和 44年12月8日)	「案の2」	宛先に記載の病院名		宛先に記載の病院名	非公開事由⑥
30	126	審査を要件とする優生手術該 当者の申請について(依頼)(昭 和44年12月13日)		宛先に記載の病院名		宛先に記載の病院名	非公開事由⑥
31	127	審査を要件とする優生手術該 当者の申請について(依頼)(昭 和44年12月13日)		宛先に記載の病院名		宛先に記載の病院名	非公開事由⑥
32	139	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち 「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
34	139	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	全部		全部	非公開事由①
35	139	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄の うち、「発病後の経過」欄	4行目の左から11および12字目以外 の部分		4行目の左から11および12字目以外 の部分	非公開事由② ④
36	139	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄の うち、「遺伝関係」欄	2行目の左から15および16字目ならび に21～24字目ならびに3行目の左から 1～7字目以外部分		2行目の左から15および16字目ならび に21～24字目ならびに3行目の左から 1～7字目以外部分	非公開事由② ④
37	139	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄の うち、「現在の症状」欄	2行目の左から5～10字目ならびに17 および18字目以外部分		2行目の左から5～10字目ならびに17 および18字目以外部分	非公開事由② ④

38	140	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
40	140	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「被申請者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
42	140	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「指定予定手術実施医師」	全部		全部	非公開事由① ② ④
43	141	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名	審査委員氏名および11行目の右から1および2字目	病院名、手術実施医師氏名(11行目の右から1および2字目を除く)	非公開事由① ② ④
44	142	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分		生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
46	142	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	全部		全部	非公開事由①
47	142	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	2行目の左から5～8字目および17～20字目ならびに4行目の左から9～12字目以外の部分		2行目の左から5～8字目および17～20字目ならびに4行目の左から9～12字目以外の部分	非公開事由② ④
48	142	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分 ・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分	非公開事由② ④
49	142	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	1行目の左から1～4字目以外の部分		1行目の左から1～4字目以外の部分	非公開事由② ④
50	142	優生手術審査対象者	「摘要」欄	1行目の左から5～9字目、2行目の左から1～4字目および10～16字目ならびに3行目の左から1～4字目および10～12字目以外の部分	1行目の左から5～9字目および11～15字目、2行目の左から1～4字目および7～16字目ならびに3行目の左から1～4字目および7～14字目以外の部分	1行目の左から11～15字目、2行目の左から7～9字目ならびに3行目の左から7～9字目および13～14字目	非公開事由① ② ④
51	143	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名	審査委員氏名	病院名、手術実施医師氏名	非公開事由① ② ④
52	150	請求書		欄外記載部分以外の部分		欄外記載部分以外の部分	非公開事由① ② ④
54	151	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	「生年月日」欄	全部		全部	非公開事由①
55	151	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	「傷病名」欄	全部		全部	非公開事由② ④
56	151	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	「投薬」欄	全部		全部	非公開事由② ④
57	151	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	明細書右側の空欄部分	全部		全部	非公開事由② ④
58	151	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	「保険医療機関の所在地及び名称」の部分	全部		全部	非公開事由① ② ④
59	151	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	「開設者氏名」欄	全部		全部	非公開事由①
60	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「生年月日」欄	全部		全部	非公開事由①
61	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「傷病名」欄	全部		全部	非公開事由② ④
62	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「投薬」欄	全部		全部	非公開事由② ④
63	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「注射」欄	全部		全部	非公開事由② ④
64	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「検査」欄	全部		全部	非公開事由② ④
65	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「処置及び手術」欄	全部		全部	非公開事由② ④
66	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	明細書右側の空欄部分	下から1行目以外の部分		下から1行目以外の部分	非公開事由② ④
67	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「保険医療機関の所在地及び名称」の部分	全部		全部	非公開事由① ② ④
68	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「開設者氏名」欄	全部		全部	非公開事由①
69	154	優生保護法による優生手術の審査について(昭和45年2月10日)		2行目の左から9～12字目以外の部分		2行目の左から9～12字目以外の部分	非公開事由① ② ④
70	155	優生保護法による優生手術の審査について(昭和45年2月10日)	「案」	医師名および手術を受けるべき者の氏名以外の部分	17行目右から5および6字目	医師名および手術を受けるべき者の氏名以外の部分(17行目右から5および6字目を除く)	非公開事由① ② ④
76	158	審査を要件とする優生手術該当者調査書	「調査勸奨した者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①
77	158	審査を要件とする優生手術該当者調査書	「調査勸奨した者」欄のうち「入院、通院等の区分」欄	入院、通院等の区分および病院名	入院、通院、在宅の区分	入院、通院等の区分および病院名(入院、通院、在宅の区分の部分を除く)	非公開事由⑥

80	158	審査を要件とする優生手術該当者調査書	「備考」欄	「備考」の行から6行目の左から7および8字目以外の部分	「備考」の行から6行目の左から7および8字目以外の部分	非公開事由②④
81	159	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所、氏名、年令および性別」欄	年齢	年齢	非公開事由①
82	159	健康診断書	「発病後の経過」欄	全部	全部	非公開事由②④
83	159	健康診断書	「現在の症状」欄	全部	全部	非公開事由②④
84	159	健康診断書	診断書の署名部分	医師の氏名および印影以外の部分	医師の氏名および印影以外の部分	非公開事由⑥
85	159	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢	年齢	非公開事由①
86	159	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「年令」欄	全部	全部	非公開事由①
87	159	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「続柄」欄	続柄	続柄	非公開事由①
88	159	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「病名」欄	病名	病名	非公開事由②④
89	159	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「備考」欄	全部	全部	非公開事由②④
90	159	遺伝調査書	調査書の署名部分	医師の氏名および印影以外の部分	医師の氏名および印影以外の部分	非公開事由⑥
91	159	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
92	159	優生手術申請書	「申請理由」欄	全部	全部	非公開事由②④
93	159	優生手術申請書	「申請者(医師)」欄のうち「住所」欄	全部	全部	非公開事由①
94	159	優生手術申請書	「付記」欄	全部	全部	非公開事由②④
97	162	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分および年齢	生年月日のうち「生年」の部分および年齢	非公開事由①
98	162	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢	年齢	非公開事由①
99	162	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	全部	全部	非公開事由②④
101	162	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「摘要」欄	3行目の左から1～7字目、4行目および5行目以外の部分	3行目の左から1～7字目、4行目および5行目以外の部分	非公開事由②④
102	162	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	1行目の左から2～5字目、7～16字目、21～24字目および43～45字目、2行目の左から1～12字目および22～29字目ならびに4行目の左から15および16字目ならびに18～25字目以外の部分	1行目の左から2～5字目、7～16字目、21～24字目および43～45字目、2行目の左から1～12字目および22～29字目ならびに4行目の左から15および16字目ならびに18～25字目以外の部分	非公開事由②④
104	162	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	2行目の右から10および11字目以外の部分	2行目の右から10および11字目以外の部分	非公開事由②④
106	162	優生手術該当者調査書	「現在の症状」欄	全部	全部	非公開事由②④
108	162	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、2行目の右から5および6字目、3行目の左から1～11字目ならびに4行目の左から2～4字目以外の部分 ・家系図の線の部分	文章の部分のうち、2行目の右から5および6字目、3行目の左から1～11字目ならびに4行目の左から2～4字目以外の部分	非公開事由②④
110	162	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」欄	全部	全部	非公開事由②④
111	162	優生手術該当者調査書	「備考」欄	1行目の左から6～10字目以外の部分	1行目の左から6～10字目以外の部分	非公開事由②④
112	162	優生手術該当者調査書	調査書下の欄外	左から1～6字目および14～17字目以外の部分	左から1～6字目および14～17字目以外の部分	非公開事由②④
113	166	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
115	166	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	全部	全部	非公開事由①
116	166	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	4行目の左から7および8字目以外の部分	4行目の左から7および8字目以外の部分	非公開事由②④
117	166	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	2行目の左から13および14字目ならびに19～26字目ならびに3行目の左から1～3字目以外の部分	2行目の左から13および14字目ならびに19～26字目ならびに3行目の左から1～3字目以外の部分	非公開事由②④
118	166	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	3行目の左から6～11字目ならびに18および19字目以外の部分	3行目の左から6～11字目ならびに18および19字目以外の部分	非公開事由②④
119	167	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄のうち「年令」欄	年齢	年齢	非公開事由①

121	167	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「被申請者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①	
123	167	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「指定予定手術実施医師」	全部	全部	非公開事由①	
124	168	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名	病院名、手術実施医師氏名	非公開事由① ② ④	
125	177	優生手術の実施について(昭和45年2月24日)	「案の6」	指定医師氏名および実施病院名	指定医師氏名および実施病院名	非公開事由① ② ④	
126	187	昭和44年度優生手術費の執行について(昭和45年3月10日)	欄外「支出予定」	1行目の左から1～7字目および2行目の左から1～6字目	1行目の左から1～7字目および2行目の左から1～6字目	非公開事由② ④	
127	191	請求書		医療機関所在地、医療機関名および代表者氏名	医療機関所在地、医療機関名および代表者氏名	非公開事由① ② ④	
128	192	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「生年月日」欄	全部	全部	非公開事由①	
130	192	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「投薬」欄	全部	全部	非公開事由② ④	
131	192	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「処置及び手術」欄	全部	全部	非公開事由② ④	
132	192	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	明細書右側の空欄部分	全部	全部	非公開事由② ④	
133	192	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	欄外	印影以外の部分	印影以外の部分	非公開事由② ④	
134	194	旅費請求書	「患者旅費」の表のうち「車馬賃」欄の「区間」欄	・旅行年月日「45.3.11」の行における記述のうち1行目の左から1および2字目以外の部分 ・旅行年月日「45.3.20」の行における記述	・旅行年月日「45.3.11」の行における記述のうち1行目の左から1字目、2字目および4字目、5字目以外の部分 ・旅行年月日「45.3.20」の行における記述	旅行年月日「45.3.11」の行における記述のうち1行目の左から4および5字目	非公開事由⑥
135	194	旅費請求書	「付添人旅費」の表のうち「車馬賃」欄の「区間」欄	旅行年月日「45.3.11」の行における記述のうち1行目の左から1および2字目以外の部分	旅行年月日「45.3.11」の行における記述のうち1行目の左から1字目、2字目および4字目、5字目以外の部分	旅行年月日「45.3.11」の行における記述のうち1行目の左から4および5字目	非公開事由⑥
136	195	〇〇〇〇氏優生手術施行確認		手術対象者氏名以外の部分	13行目までのうち、手術対象者氏名、および5行目の左から10字目から13字目以外の部分	13行目までのうち5行目左から10～13字目及び14行目以下	非公開事由② ④
137	196	〇〇〇〇氏優生手術施行確認		全部	全部	全部	非公開事由② ④
138	197	優生手術の実施について(昭和40年10月13日)		指定医師の勤務先および氏名ならびに実施病院の所在地および名称	指定医師の勤務先および氏名ならびに実施病院の所在地および名称	指定医師の勤務先および氏名ならびに実施病院の所在地および名称	非公開事由① ② ④
139	198	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢	年齢	年齢	非公開事由①
140	198	健康診断書	「発病後の経過」欄	上から15～17字目以外の部分	上から15～17字目以外の部分	上から15～17字目以外の部分	非公開事由② ④
141	198	健康診断書	「現在の症状」欄	全部	全部	全部	非公開事由② ④
142	198	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢	年齢	年齢	非公開事由①
143	198	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「年令」欄	年齢	年齢	年齢	非公開事由①
144	198	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「続柄」欄	続柄	続柄	続柄	非公開事由①
145	198	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「病名」欄	病名	病名	病名	非公開事由② ④
146	198	遺伝調査書	「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「備考」欄	右から2行目の上から3および4字目以外の部分	右から2行目の上から3および4字目以外の部分	右から2行目の上から3および4字目以外の部分	非公開事由② ④
147	198	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分	非公開事由①
148	198	優生手術申請書	「申請理由」	全部	全部	全部	非公開事由② ④
149	198	優生手術申請書	「申請者(医師)」欄のうち「住所」欄	全部	全部	全部	非公開事由①
151	200	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分および年齢	生年月日のうち「生年」の部分および年齢	生年月日のうち「生年」の部分および年齢	非公開事由①
152	200	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「年令」欄	年齢	年齢	年齢	非公開事由①

153	200	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「職業」欄	左側の上から3人目および4人目の職業ならびに右側の上から1人目の職業以外の部分		左側の上から3人目および4人目の職業ならびに右側の上から1人目の職業以外の部分	非公開事由②④
155	200	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「摘要」欄	全部		全部	非公開事由②④
156	200	優生手術該当者調査書	「家庭の状況(家族構成等)」欄のうち「概要」欄	1行目の左から4および5字目ならびに2行目の左から7～10字目および17～23字目以外の部分		1行目の左から4および5字目ならびに2行目の左から7～10字目および17～23字目以外の部分	非公開事由②④
158	200	優生手術該当者調査書	「発病後の経過」欄	1行目の左から5～12字目および23～29字目、2行目の左から16～18字ならびに31および32字目、3行目の左から30～36字目ならびに4行目の左から9および10字目以外の部分		1行目の左から5～12字目および23～29字目、2行目の左から16～18字ならびに31および32字目、3行目の左から30～36字目ならびに4行目の左から9および10字目以外の部分	非公開事由②④
160	200	優生手術該当者調査書	「現在の症状」欄	全部		全部	非公開事由②④
162	200	優生手術該当者調査書	「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち1行目の左から2～4字目、7～11字目ならびに14および15字目、2行目の左から1～3字目および13～24字目ならびに3行目の左から7～9字目および14～16字目以外の部分 ・家系図の線の部分	家系図の線の部分	文章の部分のうち1行目の左から2～4字目、7～11字目ならびに14および15字目、2行目の左から1～3字目および13～24字目ならびに3行目の左から7～9字目および14～16字目以外の部分	非公開事由②④
164	200	優生手術該当者調査書	「申請に至った動機」欄	全部		全部	非公開事由②④
165	200	優生手術該当者調査書	「備考」欄	全部		全部	非公開事由②④
166	204	予備調査	「調査勸奨を必要とする者」欄のうち「年令」欄	年齢		年齢	非公開事由①

※別紙1、2の「県の非公開理由」の①乃至⑥の内容は以下のとおりである。

非公開事由①: 条例第6条第1号に該当。〔条例第1号前段「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」または特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

非公開事由②: 極めてプライバシー性の高い情報で通常最も他人に知られたい個人情報の一つ。最大限の配慮を必要とする。本人およびその親族が偏見や差別による人権侵害を受けるおそれがある情報。一般的にカルテに記載されている病名等の情報に比べ、より一層の法的保護の必要性がある。法的な保護の中核にあるといえる個人情報。部分的に非公開にしたとしても、なお手術対象者やその家族を特定可能

非公開事由③: 条例第6条第2号アに該当し、「人権侵害行為をした医療機関」と受け取られ、当該医療機関の社会的評価や、業務上の信用等が低下し、または無用の対応に迫られて当該医療機関の事業運営が損なわれりする蓋然性が認められる。〔条例第6条第2号ア「公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」〕

非公開事由④: 個人情報を公開するのではなく、個人情報を保護しつつ、この問題に対応していく立場にある国の調査や、県の調査により、社会の関心や事実解明の公益は充足される

非公開事由⑤: 「医療機関に関する情報(公立医療機関のものに限る)」は条例第6条第6号オに該当。〔条例第6条第6号オ「県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」〕

非公開事由⑥: 非公開事由の説明なし

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
3	7	手術対象者の年齢	手術対象者については、所管の保健所・病名・家系図の線・家族の続柄が公開されており、更に年齢が公開されれば、統計データから手術対象者の相当な絞り込みが可能となる。 手術対象者の年齢が明らかとなれば、手術対象者の近親者・近隣住民・職場関係者等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や同人らが知っている手術対象者に関する情報と相まって、手術対象者を識別することが可能になる。 したがって、年齢は、本件条例6条1号前段に該当する。	「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 被告主張の統計データからの年齢、所管の保健所、病名による手術対象者の相当な絞り込みに関する論理は破綻している（原告準備書面（4）22頁～24頁）。 続柄による「更なる絞り込み」が可能である旨の被告の主張は、前提となる「相当な絞り込み」の論理が破綻している以上、成り立たない（原告準備書面（4）24頁）。	手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 被告は、具体的な統計データを基礎とした合理的な絞り込みが可能であることを論証しており、被告の「相当な絞り込み」に関する論理は何ら破綻していない（被告第2準備書面5頁～7頁、被告第5準備書面16頁～18頁）。 年齢・所管の保健所・病名により「相当な絞り込み」が可能であるから、「更なる絞り込み」に関する原告の反論は失当である（被告第5準備書面18頁）。	当該手術の実施を知らない近親者の保有するいかなる情報と照合することにより個人を識別することが可能となるのかが明らかではなく、被告の反論は抽象的に過ぎる（原告準備書面（8）11頁）。 医学的指導を受けていない精神障害者が多数存在しており、受療率を用いて有病者数を推計し、年齢、所管の保健所、病名から対象者の絞り込みが可能であるとする被告の主張は、誤りである（原告準備書面（8）13頁～16頁）。	公開 (本件対象者情報及び本件生活歴等情報について、固有名詞及び職業推知情報がある場合はこれらを除く。以下同じ。)
5	8	生年月日のうち「生年」の部分	生年月日のうち「生年」の部分についても、年齢と同様の意味を持つ情報であり、手術対象者を識別することにつながる情報となるから、本件条例6条1号前段に該当する。	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
6	8	申請医師が所属する医療機関名	(1) 滋賀県内の各地域における、昭和40年代の精神科医及び小児科医の数からすれば、申請医師が所属する医療機関名が公開されれば、その地域によっては、申請医師であった可能性のある者を1名から数名程度に絞り込むことが可能であり、既に公開されている他の情報と相まって、申請医師という特定の個人を識別することが可能となる。 したがって、申請医師が所属する医療機関名は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 申請医師が所属する医療機関（公立医療機関を除く。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条2号アに該当する（詳細は被告第2準備書面17及び18頁記載のとおり）。 (3) 申請医師が所属する医療機関（公立医療機関に限る。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条6号オに該当する（詳細は被告第2準備書面19頁記載のとおり）。	(1) 答申は、実施機関が手術対象者に関する個人情報として条例第6条第1項前段にあたると主張したことに対し、それにはあたらないと判断したものである（原告準備書面（4）25頁）。 被告も自認するように小児科医の数は多く、精神科医と小児科医を足し合わせて考えれば、個人識別性是否定される（原告準備書面（4）25頁）。 そもそも、行政の調査力をもってしても、当時のある県立病院が現在どの病院になっているかすら、割り出すことが困難である（原告準備書面（4）25頁）。 (2) 被告の主張は、説明責任を放棄することにより医療機関に責任を押しつける点で不当である（原告準備書面（4）40頁～42頁）。 被告による事実の主張およびその評価が不合理である（原告準備書面（4）42頁～43頁）。 「正当な利益を害するおそれ」（本件条例6条2号ア）はない（原告準備書面（4）43頁～44頁）。 (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（本件条例6条6号オ）はない（原告準備書面（4）45頁～46頁）。	(1) 本件の対象文書に記録されている優生手術においては、優生手術を実施した医師は、全て外科医又は産婦人科医である（被告が実際に対象文書の内容を確認している。）（被告第5準備書面20頁）。 なお、当初割り出しができなかった県立病院については、その後の被告による調査で、「産科医院として存在していたこと」「昭和46年に廃止されている」ことが確認されている（被告第5準備書面20頁）。 (2) 原告の価値判断を主張するものであるが、本件条例6条2号アの解釈にどう関連するのか不明である。被告は、医療機関に責任を押しつけてなどいない（被告第5準備書面34頁・35頁）。 被告による事実の主張およびその評価は不合理ではない（被告第5準備書面35頁）。 「正当な利益を害するおそれ」はある（被告第5準備書面35頁・36頁）。 (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はある（被告第2準備書面18頁・19頁、被告第5準備書面36頁）。	新たな反論はない	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
7	8	・発病の時期 ・発病時の症状、行動 ・発病時に勤務していた職場の種類 ・発病後の具体的行動 ・入退院の経過 ・再発の時期	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものである。また、職業に関する情報は、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、どのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものである。それゆえ、いずれの情報も、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。 (2) 利益侵害情報該当性（本件条例6条1号後段）該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）。	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	(1) 当該手術の実施を知らない近親者の保有するいかなる情報と照合することにより個人を識別することが可能となるのかが明らかではなく、被告の反論は抽象的に過ぎる（原告準備書面（8）11頁）。 原告は全体としての識別性を問題にしている。また、審査会も、個別の情報ごとに判断し、生活状況等について個人識別性を判断しているわけではなく、全体として見たときに、当該文書のどの部分をマスキングすれば個人識別性がないかを判断している（原告準備書面（8）18頁）。 (2) 個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。	発病時に勤務していた職場の種類は非公開。その他は公開。
8	8	・親族に精神病罹患者がいたと伺われる事情 ・当該親族の現況	(1) 手術対象者については、家系図の線・家族の続柄が公開されている。このようにある程度の家族構成が公開されている手術対象者について、加えて親族に精神病罹患者がいたと伺われる事情が公開されれば、そうした情報自体が特徴的な情報であるし、特定の疾患を有する者とその家族という前提情報があることから、手術対象者又はその家族と近い者には、これらの情報から手術対象者等を識別することができると考えられる。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の各情報は、手術対象者と当該親族との間の遺伝関係（親族の遺伝病の状況等）を内容とするものであるところ、かかる情報はまさにプライバシー情報の最たるものであり、また、手術対象者が優生手術を受けることになった経緯にも関連するものであるから、手術対象者の人格と密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情及び当該親族の現況についても同様である。 (2) 利益侵害情報該当性（本件条例6条1号後段）該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）。	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情や当該親族の現況といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	(1) 当該手術の実施を知らない近親者の保有するいかなる情報と照合することにより個人を識別することが可能となるのかが明らかではなく、被告の反論は抽象的に過ぎる（原告準備書面（8）11頁）。 原告は全体としての識別性を問題にしている。また、審査会も、個別の情報ごとに判断し、生活状況等について個人識別性を判断しているわけではなく、全体として見たときに、当該文書のどの部分をマスキングすれば個人識別性がないかを判断している（原告準備書面（8）18頁）。 (2) 個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。	非公開
9	8	・現在の症状 ・今後の就労に対する意欲、考え方	症状に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものである。また、就労に関する情報には、手術対象者がどのような職種に興味を持っているかが含まれており、かかる情報は手術対象者の内心に深く関わるものである。それゆえ、いずれの情報も、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	利益侵害情報該当性（本件条例6条1号後段）該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）。	そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。	今後の就労に対する意欲、考え方は非公開。その他は公開。
10	9	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
11	9	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
12	9	・発病の時期 ・発病時に勤務していた職場の種類 ・発病時の症状、行動 ・発病後の具体的行動 ・発病後、入院までの経過	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	発病時に勤務していた職場の種類は非公開。その他は公開。
13	9	親族に精神病罹患者がいたと伺われる事情	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
14	9	現在の具体的症状、発病に起因する行動	症状に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号9と同様	番号9と同様	番号9と同様	公開
15	10	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
16	10	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
17	10	・発病の時期 ・発病時に勤務していた職場の種類 ・発病後の具体的行動 ・退院後の就労の状況 ・再入院までの経過	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	発病時に勤務していた職場の種類、退院後の就労の状況は非公開。その他は公開。
18	10	・親族に精神病罹患者がいたと伺われる事情 ・当該親族の現況、治療の有無	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
19	10	現在の症状や行動	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	公開
20	11	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
21	11	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
22	11	・出生後の発育状況 ・就学状況 ・職場の種類、就労状況 ・知能の程度、能力 ・異性に対する興味 ・異性との交流状況	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴・性に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものである。また、職業に関する情報は、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、どのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものである。それゆえ、いずれの情報も、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	職場の種類・就労状況、異性に対する興味、異性との交流状況は非公開。その他は公開。

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
23	11	家族の生活状況、健康状態	(1) 左記の情報に手術対象者・家族の近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者・家族のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない、被告のように抽象的な可能性を指摘することによって、全部についての識別性を肯定することにはならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。家族の生活状況、健康状態についても同様である。 (2) 利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。家族の生活状況や健康状態といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号8と同様	公開
24	11	・現在の生活状況 ・具体的行動	左記の各情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
25	11	・手術対象者及びその家族の年齢 ・手術対象者及びその家族の職業	(1) 手術対象者及びその家族については、所管の保健所・病名・家系図の線・家族の続柄が公開されており、更に年齢が公開されれば、統計データから手術対象者・家族の相当な絞り込みが可能となる。 手術対象者・家族の年齢が明らかとなれば、手術対象者の近親者・近隣住民・職場関係者等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や同人らが知っている手術対象者に関する情報と相まって、手術対象者を識別することが可能になる。 また、職業にかかる情報についても、手術対象者・家族の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、年齢・職業は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 職業に関する情報は、プライバシー情報に該当し、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、どのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、職業に関する情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 被告主張の統計データからの年齢、所管の保健所、病名による手術対象者の相当な絞り込みに関する論理は破綻している（原告準備書面（4）22頁～24頁）。 続柄による「更なる絞り込み」が可能である旨の被告の主張は、前提となる「相当な絞り込み」の論理が破綻している以上、成り立たない（原告準備書面（4）24頁）。 (2) 利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）。	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 被告は、具体的な統計データを基礎とした合理的な絞り込みが可能であることを論証しており、被告の「相当な絞り込み」に関する論理は何ら破綻していない（被告第2準備書面5頁～7頁、被告第5準備書面16頁～18頁）。 年齢・所管の保健所・病名により「相当な絞り込み」が可能であるから、「更なる絞り込み」に関する原告の反論は失当である（被告第5準備書面18頁）。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号3、7と同様	手術対象者及びその家族の職業は非公開。その他は公開。
26	12	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
27	12	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
28	13	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
29	13	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
31	15	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
32	15	手術対象者及びその家族の年齢	手術対象者及びその家族については、所管の保健所・病名・家系図の線・家族の続柄が公開されており、更に年齢が公開されれば、統計データから手術対象者・家族の相当な絞り込みが可能となる。 手術対象者・家族の年齢が明らかとなれば、手術対象者の近親者・近隣住民・職場関係者等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や同人らが知っている手術対象者に関する情報と相まって、手術対象者を識別することが可能になる。 したがって、年齢は、本件条例6条1号前段に該当する。	「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 被告主張の統計データからの年齢、所管の保健所、病名による手術対象者の相当な絞り込みに関する論理は破綻している（原告準備書面（4）22頁～24頁）。 続柄による「更なる絞り込み」が可能である旨の被告の主張は、前提となる「相当な絞り込み」の論理が破綻している以上、成り立たない（原告準備書面（4）24頁）。	番号3と同様	番号3と同様	公開
33	15	手術対象者及びその家族の職業、勤務先における職務内容	(1) 左記の情報に手術対象者・家族の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 職業に関する情報は、プライバシー情報に該当し、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、手術対象者・家族がどのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものである。それゆえ、職業に関する情報は、手術対象者・家族の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者・家族のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1)「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。家族の職業、勤務先における職務内容についても同様である。 (2)利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。手術対象者及びその家族の職業、勤務先における職務内容といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号7と同様	非公開
35	15	手術対象者及びその家族の生活状況	(1) 左記の情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
37	15	・発病の時期 ・発病時の症状、行動 ・発病時に勤務していた職場の種類 ・発病後の性格 ・発病後の具体的行動 ・入院の経過	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	発病時に勤務していた職場の種類は非公開。その他は公開。
40	15	・親族に精神病罹患者がいたと伺われる事情 ・当該親族の現況	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
42	15	・申請に至る経緯（家族が手術対象者について心配している内容） ・手術対象者の今後の就労に関する考え方	左記の各情報は、プライバシー情報に該当する。申請に至る経緯は、家族の内心や手術対象者の置かれている状況に深く関わるものである。また、手術対象者の就労に関する情報には、手術対象者がどのような職種に興味を持っているかが含まれており、かかる情報は手術対象者の内心に深く関わるものである。それゆえ、いずれの情報も、家族及び手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、家族及び手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号9と同様	番号9と同様	番号9と同様	非公開
43	16	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
44	16	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
45	17	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
46	17	・発病の時期 ・発病時に勤務していた職場の種類 ・発病時の症状、行動 ・発病後の性格 ・通院治療の内容 ・発病後の具体的行動 ・入院に至る経緯	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	発病時に勤務していた職場の種類は非公開。その他は公開。
47	17	現在の症状の詳細	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	公開
48	17	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
50	19	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
51	19	手術対象者及びその家族の年齢	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	公開
52	19	手術対象者及びその家族の職業	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	非公開
54	19	手術対象者の入院状況	(1) 左記の情報に手術対象者・家族の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 医療を受けていたことに関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
55	19	・手術対象者及びその家族の生活状況 ・家族の収入源 ・家族が有する財産の内容	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者・家族の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の各情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者・家族の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない、被告のように抽象的な可能性を指摘することによって、全部についての識別性を肯定できることにはならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。家族の収入源及び家族が有する財産の内容についても同様である。 (2)利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。手術対象者及びその家族の生活状況、家族の収入源、家族が有する財産の内容といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。なお、家族が有する財産に関しては、家族が所有する田畑の面積といった、極めて個別具体性の高い情報が記載されている（被告第6準備書面4頁）。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	(1) 当該手術の実施を知らない近親者の保有するいかなる情報と照合することにより個人を識別することが可能となるのかが明らかではなく、被告の反論は抽象的に過ぎる（原告準備書面（8）11頁）。 原告は全体としての識別性を問題にしている。また、審査会も、個別の情報ごとに判断し、生活状況等について個人識別性を判断しているわけではなく、全体として見たときに、当該文書のどの部分をマスキングすれば個人識別性がなくなかを判断している（原告準備書面（8）18頁）。 田畑の面積については、面積の数字のみを非公開とすべきである（原告準備書面（9）1頁）。 (2) 個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。	公開
57	19	・発病の時期、状況 ・治療の経過 ・症状 ・発病後の具体的行動 ・入院に至る経緯	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
59	19	・現在の入院状況、症状 ・精神疾患以外の症状	番号57と同様。	番号57と同様。	番号57と同様	番号57と同様	公開
61	19	親族に精神病罹患者がいたと伺われる事情	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
63	19	申請に至る経緯（家族が手術対象者について心配している内容）	左記の情報は、プライバシー情報に該当する。申請に至る経緯は、家族の内心や手術対象者の置かれている状況に深く関わるものであるから、家族及び手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、家族及び手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号9と同様	番号9と同様	番号9と同様	非公開
64	20	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
65	20	申請医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
66	21	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
67	21	診断（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
68	21	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
71 72 73	21	遺伝病に罹患した親族の年齢 (生死)、続柄、病名	(1) 手術対象者については、家系図の線・家族の続柄が公開されている。このようにある程度の家族構成が公開されている手術対象者について、加えて親族の遺伝病罹患者にかかる左記の情報が公開されれば、親族に遺伝病罹患者がいたという情報自体が特徴的な情報であるし、特定の疾患を有する者とその家族という前提情報があることから、手術対象者又はその家族と近い者には、これらの情報から手術対象者等を識別することができると思われる。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の情報は、手術対象者と当該親族との間の遺伝関係（親族の遺伝病の状況等）を内容とするものであるところ、かかる情報はまさにプライバシー情報の最たるものであり、また、手術対象者が優生手術を受けることになった経緯にも関連するものであるから、手術対象者の人格と密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない、被告のように抽象的な可能性を指摘することによって、全部についての識別性を肯定できることにはならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。遺伝病に罹患した親族の年齢、続柄及び病名についても同様である。 (2) 利益侵害情報該当性（本件条例6条1号後段）該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）	番号3と同様 (1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。遺伝病に罹患した親族の年齢（生死）、続柄、病名といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号3と同様 番号8と同様	公開 非公開
74	21	調査（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
76	23	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
77	23	手術対象者及びその家族の年齢	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	公開
78	23	手術対象者及びその家族の職業	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	非公開
80	23	・手術対象者及びその家族の生活状況 ・家族の収入源 ・家族が有する財産の内容	番号55と同様	番号55と同様	番号55と同様	番号55と同様	公開
82	23	・発病の時期 ・発病時に勤務していた職場の種類 ・発病後の具体的行動 ・退院後の就労の状況 ・再入院までの経過	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	発病時に勤務していた職場の種類、退院後の就労の状況は非公開。その他は公開。
84	23	・現在の症状、具体的行動 ・入院に至る経緯	番号57と同様	番号57と同様	番号57と同様	番号57と同様	公開
86	23	・親族に精神病罹患者がいたと伺われる事情 ・当該親族の現況 ・親族が遭った事故の状況	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
87	23	優生手術に関する家族の意向	番号63と同様	番号63と同様	番号63と同様	番号63と同様	非公開
88	24	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
89	24	申請医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様 (加えて、個人医院であるため、名称が公開されれば、必然的に医師が特定される。)	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
90	25	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
91	25	出生から現在までの症状	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	公開
92	25	知能の程度	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	公開
93	25	診断（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様 （加えて、個人医院であるため、名称が公開されれば、必然的に医師が特定される。）	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
94	25	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
98	25	調査（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様 （加えて、個人医院であるため、名称が公開されれば、必然的に医師が特定される。）	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
100	27	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
101	27	手術対象者及びその家族の年齢	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	公開
102	27	手術対象者及びその家族の職業	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	非公開
105	27	・手術対象者及びその家族の生活状況 ・家族の収入状況	番号55と同様	番号55と同様	番号55と同様	番号55と同様	公開
107	27	・出生後の発育状況 ・就学状況 ・職場の種類、就労状況 ・知能の程度、能力 ・異性に対する興味 ・異性との交流状況	番号22と同様	番号22と同様	番号22と同様	番号22と同様	職場の種類・就労状況、異性に対する興味、異性との交流状況は非公開。その他は公開。
109	27	・現在の生活状況 ・具体的行動 ・性格	番号24と同様	番号24と同様	番号24と同様	番号24と同様	公開
111	27	・親族の死因、生前の行動 ・親族の死亡に関連する事項	(1) 手術対象者については、家系図の線・家族の続柄が公開されている。このようにある程度の家族構成が公開されている手術対象者について、加えて親族の死因等が公開されれば、特定の疾患を有する者とその家族という前提情報があることから、手術対象者又はその家族と近い者には、これらの情報から手術対象者等を識別することができると考えられる。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の各情報は、親族の死に関連するセンシティブな情報であり、また、手術対象者が優生手術を受けることになった経緯にも関連するものであるから、手術対象者の人格と密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1)「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない、被告のように抽象的な可能性を指摘することによって、全部についての識別性を肯定することにはならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。親族の死因等についても同様である。 (2)利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。親族の死因、生前の行動、親族の死亡に関連する事項といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号8と同様	非公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
112	27	・申請に至る経緯（家族が手術対象者について心配している内容） ・手術対象者の異性に対する関心の状況	左記の各情報は、プライバシー情報に該当する。申請に至る経緯は、家族の内心や手術対象者の置かれている状況に深く関わるものである。また、手術対象者の性に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、手術対象者の内心に深く関わるものである。それゆえ、いずれの情報も、家族及び手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、家族及び手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号9と同様	番号9と同様	番号9と同様	非公開
115	41	指定医師の氏名	指定医師の氏名は、特定の個人を識別することができる情報である。 また、指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当しない（詳細は被告第2準備書面14及び15頁記載のとおり）。 よって、指定医師の氏名は、本件条例6条1号前段に該当する。	指定医師は、その職務の公共性が高く、人権侵害に直接かかわっており、行政運営に関する説明責任や保護法益（身体、個人の尊厳、平等権）からすると、「慣行として」公にされている情報にあたるといえる（原告準備書面（4）37頁～39頁）。	原告の主張は、価値判断のみを根拠にするものであり、法の解釈・あてはめとして成立していない。指定医師の氏名は、「慣行として公にされている情報」に当たらない（被告第5準備書面31頁～34頁）。	実力行使を伴う公務員の氏名を公にすることが憲法31条の適正手続の保障の趣旨からも要請されるのであり、指定医師の氏名についても慣行として公にされている情報にあたるといえる（原告準備書面（8）27頁）。	非公開
116	41	指定医師が所属する医療機関名	(1) 滋賀県内の各地域における、昭和40年代の外科医及び産婦人科医の数からすれば、指定医師が所属する医療機関名が公開されれば、その地域によっては、指定医師であった可能性のある者を1名から数名程度に絞り込むことが可能であり、既に公開されている他の情報と相まって、指定医師という特定の個人を識別することが可能となる。 なお、指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当せず（詳細は被告第2準備書面14及び15頁記載のとおり）、本件条例6条1号前段に該当する。 したがって、指定医師が所属する医療機関名は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 指定医師が所属する医療機関（公立医療機関を除く。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条2号アに該当する（詳細は被告第2準備書面17及び18頁記載のとおり）。 (3) 指定医師が所属する医療機関（公立医療機関に限る。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条6号オに該当する（詳細は被告第2準備書面19頁記載のとおり）。	(1)答申は、実施機関が手術対象者に関する個人情報として条例第6条第1項前段にあたりと主張したことに対し、それにはあたらないと判断したものである(原告準備書面（4）25頁）。 被告は、優生手術を実施した医師が、外科医又は産婦人科医であったと考えられるとするが、実際には、精神科医も含まれている。被告の憶測に根拠はなく、被告の絞り込みの論理は破綻している。 指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当する（原告準備書面（4）37頁～39頁）。 (2)被告の主張は、説明責任を放棄することにより医療機関に責任を押しつける点で不当である（原告準備書面（4）40頁～42頁）。 被告による事実の主張およびその評価が不合理である（原告準備書面（4）42頁～43頁）。 「正当な利益を害するおそれ」（本件条例6条2号ア）はない（原告準備書面（4）43頁～44頁）。 (3)「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（本件条例6条6号オ）はない（原告準備書面（4）45頁～46頁）。	(1) 本件の対象文書に記録されている優生手術においては、優生手術を実施した医師は、全て外科医又は産婦人科医である（被告が実際に対象文書の内容を確認している。）（被告第5準備書面20頁）。 指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当しない（被告第5準備書面31頁～34頁）。 (2) 原告の価値判断を主張するものであるが、本件条例6条2号アの解釈にどう関連するのか不明である。被告は、医療機関に責任を押しつけてなどいない（被告第5準備書面34頁・35頁）。 被告による事実の主張およびその評価は不合理ではない（被告第5準備書面35頁）。 「正当な利益を害するおそれ」はある（被告第5準備書面35頁・36頁）。 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はある（被告第2準備書面18頁・19頁、被告第5準備書面36頁）。 (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はある（被告第2準備書面18頁・19頁、被告第5準備書面36頁）。	(1) 本件対象公文書において指定医師に精神科医が含まれていないという事実について、仮に被告が実際の文書で確認したのだとしても、証拠として示されていない以上、当該事実の立証がなされていない（原告準備書面（8）33頁）。 (2)、(3)について、新たな反論はない。	公開
117	42	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
118	43	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
119	53	・申請医師が所属する医療機関名 ・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号6、115、116と同様	番号6、115、116と同様	番号6、115、116と同様	番号6、115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
120	55	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
121	56	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
125	59	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
127	59	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
128	59	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
130	59	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
131	59	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
132	60	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
133	60	申請の理由 (周囲が手術対象者について心配している内容)	番号63と同様	番号63と同様	番号63と同様	番号63と同様	非公開
134	60	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
135	60	・出生から現在までの症状 ・知能の程度、能力 ・就学に関する状況 ・現在の生活状況	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
136	60	・親族に精神病患者がいたと伺われる事情 ・当該親族の生活状況	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
137	60	・現在の心身の状況 ・他者とのやりとりの様子(病状)	番号135と同様	番号7、135と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
138	61	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
139	62	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
140	62	申請医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
141	62	手術実施時期・手術実施医療機関に関する希望	(1) 手術対象者が優生手術をいつ・どこで受けることを希望したのかに関する情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。 (2) 滋賀県内の各地域における、昭和40年代の外科医及び産婦人科医の数からすれば、指定医師が所属する医療機関名が公開されれば、その地域によっては、指定医師であった可能性のある者を1名から数名程度に絞り込むことが可能であり、既に公開されている他の情報と相まって、指定医師という特定の個人を識別することが可能となる。 なお、指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当せず（詳細は被告第2準備書面14及び15頁記載のとおり）、本件条例6条1号前段に該当する。 したがって、指定医師が所属する医療機関名は、本件条例6条1号前段に該当する。 (3) 指定医師が所属する医療機関（公立医療機関を除く。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条2号アに該当する（詳細は被告第2準備書面17及び18頁記載のとおり）。 (4) 指定医師が所属する医療機関（公立医療機関に限る。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条6号オに該当する（詳細は被告第2準備書面19頁記載のとおり）。	(1) 利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないうえに、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）。 (2) 答申は、実施機関が手術対象者に関する個人情報として条例第6条第1項前段にあたると主張したことに対し、それにはあたらないと判断したものである(原告準備書面（4）25頁）。 被告は、優生手術を実施した医師が、外科医又は産婦人科医であったと考えられるとするが、実際には、精神科医も含まれている。被告の憶測に根拠はなく、被告の絞り込みの論理は破綻している。 指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当する（原告準備書面（4）37頁～39頁）。 (3) 被告の主張は、説明責任を放棄することにより医療機関に責任を押しつける点で不当である（原告準備書面（4）40頁～42頁）。 被告による事実の主張およびその評価が不合理である（原告準備書面（4）42頁～43頁）。 「正当な利益を害するおそれ」（本件条例6条2号ア）はない（原告準備書面（4）43頁～44頁）。	(1) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。 (2) 本件の対象文書に記録されている優生手術においては、優生手術を実施した医師は、全て外科医又は産婦人科医である（被告が実際に対象文書の内容を確認している。）（被告第5準備書面20頁）。 指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当しない（被告第5準備書面31頁～34頁）。 (3) 原告の価値判断を主張するものであるが、本件条例6条2号アの解釈にどう関連するのか不明である。被告は、医療機関に責任を押しつけてなどない（被告第5準備書面34頁・35頁）。 被告による事実の主張およびその評価は不合理ではない（被告第5準備書面35頁）。 「正当な利益を害するおそれ」はある（被告第5準備書面35頁・36頁）。	(1) 個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。 (2) 本件対象公文書において指定医師に精神科医が含まれていないという事実について、仮に被告が実際の文書で確認したのだとしても、証拠として示されていない以上、当該事実の立証がなされていない（原告準備書面（8）33頁）。 (3)について、新たな反論はない。	公開
142	63	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
143	63	・手術対象者の精神病の具体的な性質 ・就学に関する状況	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	公開
144	63	手術対象者の症状の程度、能力	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	番号14と同様	公開
145	63	診断（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
146	63	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
147	63	遺伝病に罹患した親族の生年、続柄、病名、現在の状況	番号71、72、73と同様	番号71、72、73と同様	番号71、72、73と同様	番号71、72、73と同様	非公開
148							
149							
150							
151	63	調査（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
153	65	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
154	65	家族の年齢	手術対象者及びその家族については、所管の保健所・病名・家系図の線・家族の続柄が公開されており、更に年齢が公開されれば、統計データから手術対象者・家族の相当な絞り込みが可能となる。 家族の年齢が明らかとなれば、手術対象者の近親者・近隣住民・職場関係者等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や同人らが知っている手術対象者に関する情報と相まって、手術対象者を識別することが可能になる。 したがって、家族の年齢は、本件条例6条1号前段に該当する。	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	公開
155	65	家族の職業	(1) 左記の情報に手術対象者・家族の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 職業に関する情報は、プライバシー情報に該当し、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、その家族がどのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものである。それゆえ、職業に関する情報は、手術対象者・家族の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者・家族のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	非公開
158	65	・出生から現在までの症状 ・知能の程度、能力 ・就学に関する状況 ・現在の生活状況	番号135と同様	番号135と同様	番号135と同様	番号135と同様	公開
160	65	・現在の心身の状況 ・他者とのやりとりの様子（病状）	番号135と同様	番号135と同様	番号135と同様	番号135と同様	公開
162	65	・親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情 ・当該親族の生活状況	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
164	65	申請の理由 （周囲が手術対象者について心配している内容）	番号63と同様	番号63と同様	番号63と同様	番号63と同様	非公開
165	69	指定医師の氏名	番号115と同様	番号115と同様	番号115と同様	番号115と同様	非公開
166	70	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
167	72	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
168	73	指定医師が所属する医療機関名	番号116と同様	番号116と同様	番号116と同様	番号116と同様	公開
169	74	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
171	77	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
172	80	申請医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
173	82	・申請医師が所属する医療機関名 ・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号6、115、116と同様	番号6、115、116と同様	番号6、115、116と同様	番号6、115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
174	83	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
175	84	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
176	84	・家族の健康状態 ・申請の理由（家族が手術対象者について心配している内容）	左記の各情報は、プライバシー情報に該当する。健康状態・申請理由は、手術対象者・家族が置かれている状況や、手術対象者・家族の内心に深く関わるものであるから、家族及び手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、家族及び手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号9と同様	番号9と同様	番号9と同様	申請の理由（家族が手術対象者について心配している内容）は非公開。その他は公開。
177	84	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
178	84	・婚姻歴 ・夫との関係 ・家族の犯罪歴 ・発病の経緯 ・具体的症状 ・具体的言動 ・入退院の経緯	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・家族の犯罪歴に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	夫との関係は非公開。その他は公開。
179	84	・親族に精神病患者がいたことが同われる事情 ・当該親族の現状	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
180	84	現在の症状、生活状況、治療歴	番号135と同様	番号7、番号135と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
181	85	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
182	85	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
183	85	診断（申請）医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
184	85	・出生後の発育状況 ・現在有している障害 ・就労歴 ・発病に起因する具体的行動 ・現在の症状 ・入院の経緯 ・治療歴	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	就労歴は非公開。その他は公開。

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
185	85	遺伝病に罹患していた親族の有無	(1) 手術対象者については、家系図の線・家族の続柄が公開されている。このようにある程度の家族構成が公開されている手術対象者について、加えて親族の健康状態が公開されれば、特定の疾患を有する者とその家族という前提情報があることから、手術対象者又はその家族と近い者には、これらの情報から手術対象者等を識別することができると考えられる。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 健康状態に関する情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者・家族のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。遺伝病に罹患していた親族の有無についても同様である。 (2) 利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないが、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらぬ（原告準備書面（4）28頁～35頁）	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。遺伝病に罹患していた親族の有無といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号8と同様	非公開
186	85	・現在の症状 ・優生手術に関する家族の意向	番号14、63と同様	番号14、63と同様	番号14、63と同様	番号14、63と同様	優生手術に関する家族の意向は非公開。その他は公開。
187	87	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
188	87	手術対象者及びその家族の年齢	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	公開
189	87	手術対象者及びその家族の職業	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	非公開
190	87	・就労歴 ・婚姻の経緯 ・家族の生活状況 ・家族が有する財産の内容 ・家族の収入源	番号55と同様	番号7、55と同様	番号7、55と同様	番号7、55と同様	就労歴、婚姻の経緯は非公開。その他は公開。
192	87	・婚姻歴 ・夫との関係 ・家族の犯罪歴 ・発病の経緯 ・具体的症状 ・具体的言動	番号178と同様	番号7、178と同様	番号7と同様	番号7と同様	夫との関係は非公開。その他は公開。
194	87	現在の症状、生活状況、治療歴	番号135と同様	番号7、135と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
196	87	・親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情 ・当該親族の現況	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	番号8と同様	非公開
198	87	・親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情 ・当該親族の現況 ・優生手術に関する家族の意向	番号8、63と同様	番号8、63と同様	番号8、63と同様	番号8、63と同様	非公開
199	88	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
200	88	申請医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
201	88	手術実施医療機関に関する希望	番号141と同様	番号141と同様	番号141と同様	番号141と同様	公開
202	89	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
203	89	・発病の時期 ・具体的症状 ・具体的言動	番号57と同様	番号7、57と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
204	89	診断（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
205	89	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
207 208 209 210	89	遺伝病に罹患した親族の年齢、続柄、入院歴	番号71、72、73と同様	番号71、72、73と同様	番号71、72、73と同様	番号71、72、73と同様	非公開
211	89	調査（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
213	91	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
214	92	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
215	92	手術対象者及びその家族の年齢	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	番号32と同様	公開
216	92	手術対象者及びその家族の職業	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	非公開
217	92	・手術対象者及びその家族の生活状況 ・家族の収入源 ・家族の財産	番号55と同様	番号7、55と同様	番号7、55と同様	番号7、55と同様	公開
219	92	・出生後の発育状況 ・現在有している障害 ・就労歴 ・発病に起因する具体的行動 ・現在の症状 ・入院の経緯 ・治療歴	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	就労歴は非公開。その他は公開。
221	93	現在の症状	番号14と同様	番号9、14と同様	番号9と同様	番号9と同様	公開
222	93	遺伝病に罹患していた親族の有無	番号185と同様	番号8、185と同様	番号8、185と同様	番号8、185と同様	非公開
224	93	優生手術に関する家族の意向	番号63と同様	番号9、63と同様	番号9と同様	番号9と同様	非公開
225	94	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
226	94	申請医師が所属する医療機関の住所 (なお、医療機関の住所が公開されれば、必然的に医療機関名が特定される。)	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
228	94	手術実施医療機関に関する希望	番号141と同様	番号141と同様	番号141と同様	番号141と同様	公開
229	95	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
230	95	・発病の時期 ・具体的言動 ・現在までの症状 ・入院の経緯	番号57と同様	番号7、57と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
231	95	現在の症状	番号14と同様	番号9、14と同様	番号9と同様	番号9と同様	公開
232	95	診断（申請）医師が所属する医療機関の住所 (なお、医療機関の住所が公開されれば、必然的に医療機関名が特定される。)	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
233	95	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
234	95	調査（申請）医師が所属する医療機関の住所 (なお、医療機関の住所が公開されれば、必然的に医療機関名が特定される。)	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
236	97	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
238	101	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
239	102	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
240	103	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
241	105	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
242	106	・申請医師が所属する医療機関名 ・申請医師名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号6、116と同様 (なお、申請医師名については、特定の個人を識別することができる情報であり、本件条例6条1号前段に該当する。)	番号6、116と同様	番号6、116と同様	番号6、116と同様	申請医師の氏名は非公開。その他は公開。
243	107	指定医師が所属する医療機関名	番号116と同様	番号116と同様	番号116と同様	番号116と同様	公開
244	108	・指定医師の氏名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	番号115、116と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
245	109	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
246	110	・申請医師が所属する医療機関名 ・指定医師が所属する医療機関名	番号6、116と同様	番号6、116と同様	番号6、116と同様	番号6、116と同様	公開
247	112	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
250	115	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
251	115	・学歴 ・経歴 ・非行歴 ・性格 ・具体的行動 ・性的傾向 ・異性との関係 ・妊娠、出産に関連する事項	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴・性に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	性的傾向、異性との関係、妊娠・出産に関連する事項は非公開。その他は公開。
252	115	手術対象者及びその家族の職業	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	番号33と同様	非公開
254	116	・出生時の状況 ・発育の経過 ・病歴、受傷歴 ・学力、学歴 ・性格、行動傾向 ・性的傾向、具体的行動 ・非行歴 ・施設収容歴 ・妊娠、出産に関する事項 ・入退院歴	番号251と同様	番号7、251と同様	番号7と同様	番号7と同様	性的傾向・具体的行動、妊娠・出産に関する事項は非公開。その他は公開。

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
255	117	・知能指数 ・症状の程度 ・知能の程度、能力 ・性格、行動傾向 ・精神疾患の内容 ・それらに関する専門家の所見	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の近親者・近隣住民等が触れば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 知的能力・性格等に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
257	119	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
258	119	申請医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
259	119	・性格、行動傾向 ・妊娠、中絶、出産に関連する事項	番号251と同様	番号7、251と同様	番号7と同様	番号7と同様	妊娠・中絶・出産に関連する事項は非公開。その他は公開。
260	120	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
261	120	・病歴 ・学歴 ・経歴 ・非行歴 ・性格 ・具体的行動 ・性的傾向 ・異性との関係 ・入退院歴	番号251と同様	番号7、251と同様	番号7と同様	番号7と同様	性的傾向、異性との関係は非公開。その他は公開。
262	120	診断（申請）医師が所属する医療機関の住所・名称	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
263	121	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
265	122	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
266	123	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	番号3、5と同様	公開
267 268	123 124	・母が妊娠中の状況、経過 ・母が受けた診断 ・母が出産に至った経緯 ・出生時の状況 ・発育の経過 ・病歴、受傷歴 ・学力、学歴 ・在学中の具体的行動 ・経歴 ・非行歴 ・性格 ・卒業後の具体的行動 ・性的傾向 ・異性との関係 ・妊娠、出産に関する事項 ・入退院歴	番号251と同様	番号7、251と同様	番号7と同様	番号7と同様	母が妊娠中の状況・経過、母が受けた診断、母が出産に至った経緯、性的傾向、異性との関係、妊娠・出産に関する事項は非公開。その他は公開。

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
269	125	・知能指数 ・症状の程度 ・知能の程度、能力 ・性格、行動傾向	番号255と同様	番号7、255と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
270	126	・知能の程度 ・性格 ・精神疾患の内容 ・それらに関する専門家の所見	知的能力・性格等に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号7と同様	番号7と同様	番号7と同様	公開
271 272 273	127 128 129	・母が妊娠中の状況、経過 ・母が受けた診断 ・母が出産に至った経緯 ・出生時の状況 ・発育の経過 ・病歴、受傷歴 ・学力、学歴 ・在学中の具体的行動 ・経歴 ・非行歴 ・性格 ・卒業後の具体的行動 ・性的傾向 ・異性との関係 ・施設収容歴 ・妊娠、出産に関する事項 ・出産した子どもの状況 ・症状 ・入退院歴 ・現在の生活状況、仕事、収入 ・今後の生活に関する手術対象者の考え	番号251と同様	番号7、251と同様	番号7と同様	番号7と同様	母が妊娠中の状況・経過、母が受けた診断、母が出産に至った経緯、性的傾向、異性との関係、妊娠・出産に関する事項、出産した子どもの状況、現在の仕事、今後の生活に関する手術対象者の考えは非公開。その他は公開。
276	134	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
277	135	申請医師が所属する医療機関名	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	番号6と同様	公開
278	137	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
3	55	手術対象者の年齢	手術対象者については、所管の保健所・病名・家系図の線・家族の続柄が公開されており、更に年齢が公開されれば、統計データから手術対象者の相当な絞り込みが可能となる。 手術対象者の年齢が明らかとなれば、手術対象者の近親者・近隣住民・職場関係者等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や他人らが知っている手術対象者に関する情報と相まって、手術対象者を識別することが可能になる。 したがって、年齢は、本件条例6条1号前段に該当する。	「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 被告主張の統計データからの年齢、所管の保健所、病名による手術対象者の相当な絞り込みに関する論理は破綻している（原告準備書面（4）22頁～24頁）。 続柄による「更なる絞り込み」が可能である旨の被告の主張は、前提となる「相当な絞り込み」の論理が破綻している以上、成り立たない（原告準備書面（4）24頁）。	手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 被告は、具体的な統計データを基礎とした合理的な絞り込みが可能であることを論証しており、被告の「相当な絞り込み」に関する論理は何ら破綻していない（被告第2準備書面5頁～7頁、被告第5準備書面16頁～18頁）。 年齢・所管の保健所・病名により「相当な絞り込み」が可能であるから、「更なる絞り込み」に関する原告の反論は失当である（被告第5準備書面18頁）。	当該手術の実施を知らない近親者の保有するいかなる情報と照合することにより個人を識別することが可能となるのが明らかではなく、被告の反論は抽象的に過ぎる（原告準備書面（8）11頁）。 医学的指導を受けていない精神障害者が多数存在しており、受療率を用いて有病者数を推計し、年齢、所管の保健所、病名から対象者の絞り込みが可能であるとする被告の主張は、誤りである（原告準備書面（8）13頁～16頁）。	公開 (本件対象者情報及び本件生活歴等情報について、固有名詞及び職業推知情報がある場合はこれらを除く。以下同じ。)
4	55	指定医師が所属する医療機関名	(1) 滋賀県内の各地域における、昭和40年代の外科医及び産婦人科医の数からすれば、指定医師が所属する医療機関名が公開されれば、その地域によっては、指定医師であった可能性のある者を1名から数名程度に絞り込むことが可能であり、既に公開されている他の情報と相まって、指定医師という特定の個人を識別することが可能となる。 なお、指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当せず（詳細は被告第2準備書面14及び15頁記載のとおり）、本件条例6条1号前段に該当する。 したがって、指定医師が所属する医療機関名は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 指定医師が所属する医療機関（公立医療機関を除く。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条2号アに該当する（詳細は被告第2準備書面17及び18頁記載のとおり）。 (3) 指定医師が所属する医療機関（公立医療機関に限る。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条6号オに該当する（詳細は被告第2準備書面19頁記載のとおり）。	(1)答申は、実施機関が手術対象者に関する個人情報として条例第6条第1項前段にあたると主張したことに対し、それにはあたらないと判断したものである(原告準備書面（4）25頁）。 被告は、優生手術を実施した医師が、外科医又は産婦人科医であったと考えられるとするが、実際には、精神科医も含まれている。被告の憶測に根拠はなく、被告の絞り込みの論理は破綻している。 指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当する（原告準備書面（4）37頁～39頁）。 (2)被告の主張は、説明責任を放棄することにより医療機関に責任を押しつける点で不当である（原告準備書面（4）40頁～42頁）。 被告による事実の主張およびその評価が不合理である（原告準備書面（4）42頁～43頁）。 「正当な利益を害するおそれ」（本件条例6条2号ア）はない（原告準備書面（4）43頁～44頁）。 (3)「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（本件条例6条6号オ）はない（原告準備書面（4）45頁～46頁）。	(1) 本件の対象文書に記録されている優生手術においては、優生手術を実施した医師は、全て外科医又は産婦人科医である（被告が実際に対象文書の内容を確認している。）（被告第5準備書面20頁）。 指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当しない（被告第5準備書面31頁～34頁）。 (2) 原告の価値判断を主張するものであるが、本件条例6条2号アの解釈にどう関連するのか不明である。被告は、医療機関に責任を押しつけてなどいない（被告第5準備書面34頁・35頁）。 被告による事実の主張およびその評価は不合理ではない（被告第5準備書面35頁）。 「正当な利益を害するおそれ」はある（被告第5準備書面35頁・36頁）。 (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はある（被告第2準備書面18頁・19頁、被告第5準備書面36頁）。	(1) 本件対象公文書において指定医師に精神科医が含まれていないという事実について、仮に被告が実際の文書で確認したのだとしても、証拠として示されていない以上、当該事実の立証がなされていない（原告準備書面（8）33頁）。 (2)、(3)について、新たな反論はない。	公開
5	55	手術対象者が受けた手術の術式	人がどのような医療行為を受けたのかは、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないが、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）。	そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。	公開
6	69	手術対象者の生年	手術対象者の生年についても、年齢と同様の意味を持つ情報であり、手術対象者を識別することにつながる情報となるから、本件条例6条1号前段に該当する。	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
7	69	手術対象者が受けた注射の内容、点数、回数	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
8	69	手術対象者が受けた処置の内容、点数、回数	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
9	69	手術対象者が受けた手術の内容、点数	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
10	69	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
12	69	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
14	70	手術対象者の生年	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
16	70	手術対象者が受けた投薬の点数 (なお、投薬の内容は右側の欄に記載されている。)	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
17	70	手術対象者が受けた注射の点数、回数 (なお、注射の内容は右側の欄に記載されている。)	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
18	70	手術対象者が受けた処置、手術の内容、点数、回数	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
19	70	手術対象者が受けた投薬、注射の内容	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
20	70	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
22	70	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
23	93	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
24	93	指定医師が所属する医療機関名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
25	93	手術対象者が受けた手術の術式	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
26	99	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
27	99	指定医師が所属する医療機関名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
28	99	手術対象者が受けた手術の術式	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
29	118	滋賀県厚生部長が優生手術の申請を依頼した医療機関の種別、名称	(1) 申請依頼を受けた医療機関は、依頼を受けた後、実際に申請をした蓋然性があると考えられる。 したがって、申請依頼を受けた医療機関の種別、名称を公開することは、申請医師が所属する医療機関の名称等を公開することに等しい。 (2) 滋賀県内の各地域における、昭和40年代の精神科医及び小児科医の数からすれば、申請医師が所属する医療機関名が公開されれば、その地域によっては、申請医師であった可能性のある者を1名から数名程度に絞り込むことが可能であり、既に公開されている他の情報と相まって、申請医師という特定の個人を識別することが可能となる。 したがって、申請医師が所属する医療機関名は、本件条例6条1号前段に該当する。 (3) 申請医師が所属する医療機関（公立医療機関を除く。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条2号アに該当する（詳細は被告第2準備書面17及び18頁記載のとおり）。 (4) 申請医師が所属する医療機関（公立医療機関に限る。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条6号オに該当する（詳細は被告第2準備書面19頁記載のとおり）。	(1) 申請依頼を受けた医療機関が、実際に申請をした蓋然性が高いことについて、被告は何らの立証もしていない。 (2) 申請医師たる小児科医の数は多く、精神科医と合わせれば、申請依頼した医療機関の種別や名称を公開しても、申請医師を絞り込むことはできず、申請医師個人を識別することはできない。よって、申請を依頼した医療機関の種別及び名称は、本件条例6条1号前段には該当しない。 なお、指定医師は当時、公共性の高い職務として優生手術をおこなっており、行政による人権侵害（それも身体や個人の尊厳等、極めて重要な保護法益の侵害）に直接加担しており、説明責任も重く、「慣行として」公にされるべき情報にあたる（条例6条1号但書アに該当する）。 (3) 申請医師が所属する医療機関は、権力からの要請を受けた公共的立場で優生手術に関与し、法に基づかない手術や一般的運用から逸脱した手術が実施されていた実態もある中、そのことにより社会的評価が低下する可能性は受忍の範囲内であるから、保護されるべき正当な利益がない。また、優生手術の背後に被告からの医療機関への強度な要請があり、責められるべきは権力であること	(1) 争う。申請依頼が行われた昭和44年度に2件の手術が実施されている（甲32・3頁）ことから、実際に申請をした蓋然性がある。また、当該箇所には、依頼を受けた医療機関の個別具体的な名称や種別が記載されている。そうした名称等が公開されれば、依頼を受けたとされる医療機関が「人権侵害をした医療機関」との疑いを抱かれ、当該医療機関のもとに、実際に申請をしたのかどうかなどの問い合わせ等がなされ、無用の対応等に迫られて当該医療機関の事業運営が損なわれるなどし、当該医療機関の「正当な利益」が害されるおそれがある。したがって、左記情報は、本件条例6条2号ア又は6号オにも該当する。 (2) 争う。被告第2準備書面10頁・11頁で主張したとおりである。 なお、指定医師の氏名は、「慣行として公にされている情報」に当たらない（被告第5準備書面31頁～34頁）。 (3) 滋賀県の医療機関で、法に基づかない手術や一般的運用から逸脱した手術が行われていたことは何ら立証されておらず、前提が誤っている。 また、医療機関が法を犯したと認められていないにもかかわらず、現時点で違法と評価されている優生手術を	新たな反論はない。	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
				とも明らかなのだから、医療機関の利益を害するおそれもない。よって、本件条例6条2号アに該当しない。公立医療機関も同様である。	行った医療機関であるなどとして、いわれなき誹謗中傷を受けるおそれがある。 申請医師が所属する医療機関の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条2号ア又は6号オに該当する（被告第5準備書面34頁～36頁）。		
30	126	滋賀県厚生部長が優生手術の申請を依頼した医療機関の種別、名称	番号29と同様	番号29と同様	番号29と同様	番号29と同様	公開
31	127	滋賀県厚生部長が優生手術の申請を依頼した医療機関の種別、名称	番号29と同様	番号29と同様	番号29と同様	番号29と同様	公開
32	139	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
34	139	申請医師が所属する医療機関名	(1) 滋賀県内の各地域における、昭和40年代の精神科医及び小児科医の数からすれば、申請医師が所属する医療機関名が公開されれば、その地域によっては、申請医師であった可能性のある者を1名から数名程度に絞り込むことが可能であり、既に公開されている他の情報と相まって、申請医師という特定の個人を識別することが可能となる。 したがって、申請医師が所属する医療機関名は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 申請医師が所属する医療機関（公立医療機関を除く。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条2号アに該当する（詳細は被告第2準備書面17及び18頁記載のとおり）。 (3) 申請医師が所属する医療機関（公立医療機関に限る。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条6号オに該当する（詳細は被告第2準備書面19頁記載のとおり）。	(1) 答申は、実施機関が手術対象者に関する個人情報として条例第6条第1項前段にあたると主張したことに対し、それにはあたらないと判断したものである（原告準備書面（4）25頁）。 被告も自認するように小児科医の数は多く、精神科医と小児科医を足し合わせて考えれば、個人識別性は否定される（原告準備書面（4）25頁）。 そもそも、行政の調査力をもってしても、当時のある県立病院が現在どの病院になっているかすら、割り出すことが困難である（原告準備書面（4）25頁）。 (2) 被告の主張は、説明責任を放棄することにより医療機関に責任を押しつける点で不当である（原告準備書面（4）40頁～42頁）。 被告による事実の主張およびその評価が不合理である（原告準備書面（4）42頁～43頁）。 「正当な利益を害するおそれ」（本件条例6条2号ア）はない（原告準備書面（4）43頁～44頁）。 (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（本件条例6条6号オ）はない（原告準備書面（4）45頁～46頁）。	(1) 本件の対象文書に記録されている優生手術においては、優生手術を実施した医師は、全て外科医又は産婦人科医である（被告が実際に対象文書の内容を確認している。）（被告第5準備書面20頁）。 なお、当初割り出しができなかった県立病院については、その後の被告による調査で、「産科医院として存在していたこと」「昭和46年に廃止されている」ことが確認されている（被告第5準備書面20頁）。 (2) 原告の価値判断を主張するものであるが、本件条例6条2号アの解釈にどう関連するのか不明である。被告は、医療機関に責任を押しつけてなどいない（被告第5準備書面34頁・35頁）。 被告による事実の主張およびその評価は不合理ではない（被告第5準備書面35頁）。 「正当な利益を害するおそれ」はある（被告第5準備書面35頁・36頁）。 (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はある（被告第2準備書面18頁・19頁、被告第5準備書面36頁）。	(1) 被告第5準備書面20頁は指定医師に関する記述であり、申請医師についてではない。 (2)、(3)について、新たな反論はない。	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
35	139	・出生後の発育経過 ・就学状況 ・手術対象者の知能の程度、能力 ・就業の状況 ・性格、生活状況	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものである。また、職業に関する情報は、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、どのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものである。それゆえ、いずれの情報も、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1)「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。 (2)利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないが、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）。	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。出生後の発育経過、就学状況、手術対象者の知能の程度・能力、就業の状況、性格・生活状況といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	(1) 当該手術の実施を知らない近親者の保有するいかなる情報と照合することにより個人を識別することが可能となるのが明らかではなく、被告の反論は抽象的に過ぎる（原告準備書面（8）11頁）。 原告は全体としての識別性を問題にしている。また、審査会も、個別の情報ごとに判断し、生活状況等について個人識別性を判断しているわけではなく、全体として見たときに、当該文書のどの部分をマスキングすれば個人識別性がないかを判断している（原告準備書面（8）18頁）。 (2) 個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。	就業の状況は非公開。その他は公開。
36	139	・親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情 ・当該親族の生死、現況	(1) 手術対象者については、家系図の線・家族の続柄が公開されている。このようにある程度の家族構成が公開されている手術対象者について、加えて親族に精神病罹患者がいたと伺われる事情が公開されれば、そうした情報自体が特徴的な情報であるし、特定の疾患を有する者とその家族という前提情報があることから、手術対象者又はその家族と近い者には、これらの情報から手術対象者等を識別することができると考えられる。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の各情報は、手術対象者と当該親族との間の遺伝関係（親族の遺伝病の状況等）を内容とするものであり、かかる情報はまさにプライバシー情報の最たるものであり、また、手術対象者が優生手術を受けることになった経緯にも関連するものであるから、手術対象者の人格と密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1)「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情及び当該親族の現況についても同様である。 (2)利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないが、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）。	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情や当該親族の生死・現況といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	(1) 当該手術の実施を知らない近親者の保有するいかなる情報と照合することにより個人を識別することが可能となるのが明らかではなく、被告の反論は抽象的に過ぎる（原告準備書面（8）11頁）。 原告は全体としての識別性を問題にしている。また、審査会も、個別の情報ごとに判断し、生活状況等について個人識別性を判断しているわけではなく、全体として見たときに、当該文書のどの部分をマスキングすれば個人識別性がないかを判断している（原告準備書面（8）18頁）。 (2) 個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。	非公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
37	139	・現在の症状 ・手術対象者の知能の程度、能力 ・妊娠、出産に関する事項	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴・性に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	妊娠・出産に関する事項は非公開。その他は公開。
38	140	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
40	140	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
42	140	・指定医師が所属する医療機関名 ・指定医師の氏名	(1) 指定医師の氏名は、特定の個人を識別することができる情報である。 また、指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当しない（詳細は被告第2準備書面14及び15頁記載のとおり）。 よって、指定医師の氏名は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 滋賀県内の各地域における、昭和40年代の外科医及び産婦人科医の数からすれば、指定医師が所属する医療機関名が公開されれば、その地域によっては、指定医師であった可能性のある者を1名から数名程度に絞り込むことが可能であり、既に公開されている他の情報と相まって、指定医師という特定の個人を識別することが可能となる。 したがって、指定医師が所属する医療機関名は、本件条例6条1号前段に該当する。 (3) 指定医師が所属する医療機関（公立医療機関を除く。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条2号アに該当する（詳細は被告第2準備書面17及び18頁記載のとおり）。 (4) 指定医師が所属する医療機関（公立医療機関に限る。）の名称、所在地等といった情報は、本件条例6条6号オに該当する（詳細は被告第2準備書面19頁記載のとおり）。	(1) 指定医師は、その職務の公共性が高く、人権侵害に直接かかわっており、行政運営に関する説明責任や保護法益（身体、個人の尊厳、平等権）からすると、「慣行として」公にされている情報にあたるといえる（原告準備書面（4）37頁～39頁）。 答申は、実施機関が手術対象者に関する個人情報として条例第6条第1項前段にあたると主張したことに対し、それにはあたらないと判断したものである（原告準備書面（4）25頁）。 (2) 被告は、優生手術を実施した医師が、外科医又は産婦人科医であったと考えられるとするが、実際には、精神科医も含まれている。被告の憶測に根拠はなく、被告の絞り込みの論理は破綻している。 指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当する（原告準備書面（4）37頁～39頁）。 (3) 被告の主張は、説明責任を放棄することにより医療機関に責任を押しつける点で不当である（原告準備書面（4）40頁～42頁）。 被告による事実の主張およびその評価が不合理である（原告準備書面（4）42頁～43頁）。 「正当な利益を害するおそれ」（本件条例6条2号ア）はない（原告準備書面（4）43頁～44頁）。 (4) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（本件条例6条6号オ）はない（原告準備書面（4）45頁～46頁）。	(1) 原告の主張は、価値判断のみを根拠にするものであり、法の解釈・あてはめとして成立していない。指定医師の氏名は、「慣行として公にされている情報」に当たらない（被告第5準備書面31頁～34頁）。 (2) 本件の対象文書に記録されている優生手術においては、優生手術を実施した医師は、全て外科医又は産婦人科医である（被告が実際に対象文書の内容を確認している。）（被告第5準備書面20頁）。 指定医師の氏名は、本件条例6条1号但書アに該当しない（被告第5準備書面31頁～34頁）。 (3) 原告の価値判断を主張するものであるが、本件条例6条2号アの解釈にどう関連するのか不明である。被告は、医療機関に責任を押しつけてなどいない（被告第5準備書面34頁・35頁）。 被告による事実の主張およびその評価は不合理ではない（被告第5準備書面35頁）。 「正当な利益を害するおそれ」はある（被告第5準備書面35頁・36頁）。 (4) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はある（被告第2準備書面18頁・19頁、被告第5準備書面36頁）。	(1) 実力行使を伴う公務員の氏名を公にすることが憲法31条の適正手続の保障の趣旨からも要請されるのであり、指定医師の氏名についても慣行として公にされている情報にあたるといえる（原告準備書面（8）27頁）。 (2) 本件対象公文書において指定医師に精神科医が含まれていないという事実について、仮に被告が実際の文書で確認したのだとしても、証拠として示されていない以上、当該事実の立証がなされていない（原告準備書面（8）33頁）。 (3)、(4)について新たな反論はない。	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
43	141	・指定医師が所属する医療機関名 ・指定医師の氏名	番号42と同様	番号42と同様	番号42と同様	番号42と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
44	142	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
46	142	申請医師が所属する医療機関名	番号34と同様 （加えて、個人医院であるため、名称が公開されれば、必然的に医師が特定される。）	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
47	142	・出生後の発育状況 ・就学状況 ・職場の種類、就労状況 ・知能の程度、能力 ・異性に対する興味 ・異性との交流状況	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴・性に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものである。また、職業に関する情報は、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、どのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものである。それゆえ、いずれの情報も、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	職場の種類・就労状況、異性に対する興味、異性との交流状況は非公開。その他は公開。
48	142	家族の生活状況、健康状態	(1) 左記の情報に手術対象者・家族の近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者・家族のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1)「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない、被告のように抽象的な可能性を指摘することによって、全部についての識別性を肯定することにはならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。家族の生活状況、健康状態についても同様である。 (2)利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないが、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。家族の生活状況や健康状態といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号35と同様	公開
49	142	・現在の生活状況 ・具体的行動	左記の各情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
50	142	・手術対象者及びその家族の年齢 ・手術対象者及びその家族の職業	(1) 手術対象者及びその家族については、所管の保健所・病名・家系図の線・家族の続柄が公開されており、更に年齢が公開されれば、統計データから手術対象者・家族の相当な絞り込みが可能となる。 手術対象者・家族の年齢が明らかとなれば、手術対象者の近親者・近隣住民・職場関係者等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や同人らが知っている手術対象者に関する情報と相まって、手術対象者を識別することが可能になる。 また、職業にかかる情報についても、手術対象者・家族の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、年齢・職業は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 職業に関する情報は、プライバシー情報に該当し、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、どのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、職業に関する情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 被告主張の統計データからの年齢、所管の保健所、病名による手術対象者の相当な絞り込みに関する論理は破綻している（原告準備書面（4）22頁～24頁）。 続柄による「更なる絞り込み」が可能である旨の被告の主張は、前提となる「相当な絞り込み」の論理が破綻している以上、成り立たない（原告準備書面（4）24頁）。 (2) 利益侵害情報該当性（本件条例6条1号後段）該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないが、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらぬ（原告準備書面（4）28頁～35頁）。	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 被告は、具体的な統計データを基礎とした合理的な絞り込みが可能であることを論証しており、被告の「相当な絞り込み」に関する論理は何ら破綻していない（被告第2準備書面5頁～7頁、被告第5準備書面16頁～18頁）。 年齢・所管の保健所・病名により「相当な絞り込み」が可能であるから、「更なる絞り込み」に関する原告の反論は失当である（被告第5準備書面18頁）。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号3、35、36と同様	手術対象者及びその家族の職業は非公開。その他は公開。
51	143	・指定医師が所属する医療機関名 ・指定医師の氏名	番号42と同様	番号42と同様	番号42と同様	番号42と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
52	150	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
54	151	手術対象者の生年	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
55	151	手術対象者が受けた手術の術式	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
56	151	手術対象者が受けた投薬の点数、回数 （なお、投薬の内容は右側の欄に記載されている。）	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
57	151	手術対象者が受けた投薬の内容	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
58	151	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
59							
60	152	手術対象者の生年	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
61	152	手術対象者が受けた手術の術式	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
62	152	手術対象者が受けた投薬の点数、回数 （なお、投薬の内容は右側の欄に記載されている。）	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
63	152	手術対象者が受けた注射の点数、回数 （なお、注射の内容は右側の欄に記載されている。）	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
64	152	手術対象者が受けた検査の点数 (なお、検査の内容は右側の欄に記載されている。)	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
65	152	手術対象者が受けた処置、手術の内容、点数、回数	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
66	152	手術対象者が受けた投薬、注射、検査の内容、点数	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
67	152	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	番号4と同様	公開
68							
69	154	申請医師が所属する医療機関名	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	公開
70	155	申請医師が所属する医療機関の住所、名称	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	公開
76	158	優生手術該当性を調査した者 (優生手術の手術対象者となった者も含まれる)の年齢	(1) 手術対象者の年齢については、番号3と同様。 (2) 手術対象者以外の調査対象者の年齢については、所管の保健所・性別・病名が公開されており、更に年齢が公開されれば、統計データから調査対象者の相当な絞り込みが可能となる。 調査対象者の年齢が明らかとなれば、調査対象者の近親者・近隣住民・職場関係者等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や同人らが知っている調査対象者に関する情報と相まって、調査対象者を識別することが可能になる。 したがって、調査対象者の年齢は、本件条例6条1号前段に該当する。	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
77	158	優生手術該当性を調査した者が入院していた医療機関名	調査対象者については、所管の保健所・性別・病名・照会時期が公開されており、更に医療機関名が公開されれば、調査対象者の相当な絞り込みが可能となる。 調査対象者が入院していた医療機関名が明らかとなれば、調査対象者の近親者・近隣住民・職場関係者等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や同人らが知っている調査対象者に関する情報と相まって、調査対象者を識別することが可能になる。 したがって、調査対象者が入院していた医療機関名は、本件条例6条1号前段に該当する。	「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない(原告準備書面(4)21頁)。 被告主張の統計データからの年齢、所管の保健所、病名による手術対象者の相当な絞り込みに関する論理は破綻している(原告準備書面(4)22頁～24頁)。 医療機関に入院している者は多数おり、入院していた医療機関名によって調査対象者を識別することはできない。	手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる(被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁)。 被告は、具体的な統計データを基礎とした合理的な絞り込みが可能であることを論証しており、被告の「相当な絞り込み」に関する論理は何ら破綻していない(被告第2準備書面5頁～7頁、被告第5準備書面16頁～18頁)。 相当な絞り込みが可能な状況で調査対象者が入院していた医療機関名が公開されれば、更なる絞り込みが可能となり、調査対象者を識別することが可能となる。	番号3と同様	公開
80	158	優生手術該当性を調査した者 (優生手術の手術対象者となった者も含まれる)に関する以下の事項 ・妊娠、出産、中絶に関する事項 ・遺伝病を有する親族に関する事項 ・過去の調査勸奨回数 ・子の人数、養育状況 ・手術希望の有無 ・過去の申請の経緯	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者・調査対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者・調査対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の各情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者・調査対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者・調査対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号36と同様	番号36と同様	番号36と同様	妊娠・出産・中絶に関する事項、遺伝病を有する親族に関する事項は非公開。その他は公開。
81	159	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
82	159	発病後の経過 (特に知能の程度、能力(排泄に関するものを含む)に関する点)	症状に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
83	159	現在の能力、知識	番号82と同様	番号5と同様	番号5と同様	番号5と同様	公開
84	159	診断(申請)医師が所属する医療機関の住所、名称	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	公開
85	159	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
86	159	遺伝病に罹患した親族の死亡した年齢、続柄、病名、入院歴、死亡の状況	(1) 手術対象者については、家系図の線・家族の続柄が公開されている。このようにある程度の家族構成が公開されている手術対象者について、加えて親族の遺伝病罹患者にかかる左記の情報が公開されれば、親族に遺伝病罹患者がいたという情報自体が特徴的な情報であるし、特定の疾患を有する者とその家族という前提情報があることから、手術対象者又はその家族と近い者には、これらの情報から手術対象者等を識別することができると考えられる。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の情報は、手術対象者と当該親族との間の遺伝関係(親族の遺伝病の状況等)を内容とするものであるところ、かかる情報はまさにプライバシー情報の最たるものであり、また、手術対象者が優生手術を受けることになった経緯にも関連するものであるから、手術対象者の人格と密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	非公開
87							
88							
89							
90	159	調査(申請)医師が所属する医療機関の住所、名称	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	公開
91	159	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
92	159	申請理由 (手術対象者の能力、知識、妊娠に関する事項等)	番号82と同様	番号5、82と同様	番号5と同様	番号5と同様	妊娠に関する事項は非公開。その他は公開。
93	159	申請医師が所属する医療機関名	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	公開
94	159	手術対象者の妊娠、出産に関する事項	(1) 左記の情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 性に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	非公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
97	162	手術対象者の年齢、生年月日のうち「生年」の部分	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
98	162	手術対象者及びその家族の年齢	手術対象者及びその家族については、所管の保健所・病名・家系図の線・家族の続柄が公開されており、更に年齢が公開されれば、統計データから手術対象者・家族の相当な絞り込みが可能となる。 手術対象者・家族の年齢が明らかとなれば、手術対象者の近親者・近隣住民等といった特定の者であれば、既に公開されている情報や同人らが知っている手術対象者に関する情報と相まって、手術対象者を識別することが可能になる。 したがって、手術対象者・家族の年齢は、本件条例6条1号前段に該当する。	「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 被告主張の統計データからの年齢、所管の保健所、病名による手術対象者の相当な絞り込みに関する論理は破綻している（原告準備書面（4）22頁～24頁）。 続柄による「更なる絞り込み」が可能である旨の被告の主張は、前提となる「相当な絞り込み」の論理が破綻している以上、成り立たない（原告準備書面（4）24頁）。	番号3と同様	番号3と同様	公開
99	162	手術対象者及びその家族の職業	(1) 左記の情報に手術対象者・家族の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 職業に関する情報は、プライバシー情報に該当し、手術対象者が優生手術を受けることとなるまでに、手術対象者・家族がどのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものである。それゆえ、職業に関する情報は、手術対象者・家族の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の情報は、公にされれば、手術対象者・家族のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1)「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。 ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。家族の職業についても同様である。 (2)利益侵害情報該当性(本件条例6条1号後段)該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないが、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。 原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。手術対象者及びその家族の職業といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	番号35、36と同様	非公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
101	162	・ 家族の財産 ・ 家族の精神病罹患状況 ・ 家族の職業	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者・家族の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病状・病歴に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものである。また、職業に関する情報は、手術対象者・家族がどのような人生を歩んできたのかを示す情報であり、手術対象者が優生手術を受けるに至った経緯にも関連するものである。それゆえ、いずれの情報も、手術対象者・家族の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 「他の情報」に手術対象者の近親者が知っている情報は含まない（原告準備書面（4）21頁）。ここで問題にしているのは、「特定の個人を識別することができない部分」の公開である。職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等については、それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない、被告のように抽象的な可能性を指摘することによって、全部についての識別性を肯定することにはならない（原告準備書面（4）24頁～25頁）。親族の財産、親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情及び当該親族の職業についても同様である。 (2) 利益侵害情報該当性（本件条例6条1号後段）該当性は、「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断をすべきところ、本件では個人識別性がないが、個人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、これにあたらない（原告準備書面（4）28頁～35頁）	(1) 手術対象者の近親者が保有する情報についても、「他の情報」に含まれる（被告第2準備書面4頁・5頁、被告第5準備書面12頁～14頁）。原告は、「それが個人を識別できない情報であれば開示されなければならない」と主張しているが、被告は、これらの情報は個々には個人識別性が低いとしても全体として個人を識別できる情報であると主張しているのであって、原告の主張は意味をなしていない（被告第5準備書面19頁）。家族の財産、家族の精神病罹患状況、家族の職業といった情報により、更なる絞り込みが可能となる。なお、家族の財産に関しては、家族が所有する田畑の面積といった、極めて個別具体性の高い情報が記載されている（被告第6準備書面4頁）。 (2) そもそも本件条例6条1号後段は個人識別性がないことを前提とした規定であり、「本件では個人識別性がないうえに」との原告の指摘は無意味である。また、左記の各情報は、公開することで「個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」である（被告第5準備書面20頁～29頁）。	(1) 当該手術の実施を知らない近親者の保有するいかなる情報と照合することにより個人を識別することが可能となるのかが明らかではなく、被告の反論は抽象的に過ぎる（原告準備書面（8）11頁）。 原告は全体としての識別性を問題にしている。また、審査会も、個別の情報ごとに判断し、生活状況等について個人識別性を判断しているわけではなく、全体として見たときに、当該文書のどの部分をマスキングすれば個人識別性がないかを判断している（原告準備書面（8）18頁）。 田畑の面積については、面積の数字のみを非公開とすべきである（原告準備書面（9）1頁）。 (2) 個人識別性が排除されていることを前提としている権利利益侵害情報と公益性との間で比較衡量を行うことは十分な合理性がある（原告準備書面（8）23頁）。	家族の精神病罹患状況、家族の職業は非公開。その他は公開。
102	162	・ 家族の経歴 ・ 手術対象者及び家族の生活状況 ・ 住居の状況 ・ 手術対象者の能力 ・ 兄弟姉妹の生死	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 左記の各情報は、プライバシー情報に該当するものであり、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	公開
104	162	・ 出生後の発育状況 ・ 手術対象者の能力 ・ 就学状況 ・ 就業状況 ・ 手術対象者の性格、生活状況	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	就業状況は非公開。その他は公開。
106	162	・ 現在の症状 ・ 手術対象者の能力 ・ 手術対象者の性格、生活状況 ・ 妊娠に関する事項	番号37と同様	番号35、37と同様	番号35と同様	番号35と同様	妊娠に関する事項は非公開。その他は公開。
108	162	・ 親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情 ・ 当該親族の生死、現況	番号36と同様	番号36と同様	番号36と同様	番号36と同様	非公開
110	162	申請に至る経緯 （手術対象者の妊娠、出産、異性関係に関する事項）	番号94と同様	番号35、94と同様	番号35と同様	番号35と同様	非公開
111	162	手術実施に係る希望、現在の状況（手術対象者の妊娠、出産に関する事項）	番号94と同様	番号35、94と同様	番号35と同様	番号35と同様	非公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
112	162	生活歴（手術対象者の妊娠、出産に関する事項）	番号 9 4 と同様	番号 3 5， 9 4 と同様	番号 3 5 と同様	番号 3 5 と同様	非公開
113	166	生年月日のうち「生年」の部分	番号 3、 6 と同様	番号 3、 6 と同様	番号 3、 6 と同様	番号 3、 6 と同様	公開
115	166	申請医師が所属する医療機関名	番号 3 4 と同様	番号 3 4 と同様	番号 3 4 と同様	番号 3 4 と同様	公開
116	166	・出生後の発育状況 ・手術対象者の能力 ・就学状況 ・就業状況 ・手術対象者の性格、生活状況	番号 3 5 と同様	番号 3 5 と同様	番号 3 5 と同様	番号 3 5 と同様	就業状況は非公開。その他は公開。
117	166	・親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情 ・当該親族の生死、現況	番号 3 6 と同様	番号 3 6 と同様	番号 3 6 と同様	番号 3 6 と同様	非公開
118	166	・現在の症状 ・手術対象者の能力 ・妊娠、出産に関する事項	番号 3 7 と同様	番号 3 5， 3 7 と同様	番号 3 5 と同様	番号 3 5 と同様	妊娠・出産に関する事項は非公開。その他は公開。
119	167	手術対象者の年齢	番号 3 と同様	番号 3 と同様	番号 3 と同様	番号 3 と同様	公開
121	167	生年月日のうち「生年」の部分	番号 3、 6 と同様	番号 3、 6 と同様	番号 3、 6 と同様	番号 3、 6 と同様	公開
123	167	・指定医師が所属する医療機関名 ・指定医師の氏名	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
124	168	・指定医師が所属する医療機関名 ・指定医師の氏名	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
125	177	・指定医師が所属する医療機関名 ・指定医師の氏名	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
126	187	指定医師が所属する医療機関名	番号 4 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	公開
127	191	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号 4 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	公開
128	192	手術対象者の生年	番号 3、 6 と同様	番号 3， 6 と同様	番号 3、 6 と同様	番号 3、 6 と同様	公開
130	192	手術対象者が受けた投薬の点数、単位数 （なお、投薬の内容は右側の欄に記載されている。）	番号 5 と同様	番号 5 と同様	番号 5 と同様	番号 5 と同様	公開
131	192	手術対象者が受けた処置、手術の内容、点数、回数	番号 5 と同様	番号 5 と同様	番号 5 と同様	番号 5 と同様	公開
132	192	手術対象者が受けた投薬、注射の内容、点数	番号 5 と同様	番号 5 と同様	番号 5 と同様	番号 5 と同様	公開
133	192	指定医師が所属する医療機関の住所、名称、院長名	番号 4 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	公開
134 135	194	手術対象者・付添人が近鉄バスで住所地を出発した後、降りたバス停名	手術対象者・付添人が優生手術を受ける際に、近鉄バスを降りたバス停名を公開すれば、同バス停の近隣に位置する医療機関が指定医師所属の医療機関であることが明らかになる。 したがって、上記バス停名を明らかにすることは、指定医師所属の医療機関名を明らかにするに等しい。 指定医師所属の医療機関名が非公開情報に該当することについては、番号 4 と同様。	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	番号 4 2 と同様	公開

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
136 137	195 196	・ 指定医師が所属する医療機関名 ・ 優生手術前日の手術対象者の様子、体調、医師からの指示内容 ・ 優生手術実施日における経過、手術後の手術対象者の様子、体調、医師からの指示内容 ・ 優生手術翌日における手術対象者の様子、体調	(1) 指定医師所属の医療機関名については、番号4と同様。 (2) 手術対象者にかかる体調、医師からの指示内容、手術後の状況等は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	(1) 指定医師所属の医療機関名については、番号4と同様。 (2) 手術対象者にかかる体調、医師からの指示内容、手術後の状況等については番号5と同様。	番号4、5と同様	番号4、5と同様	公開
138	197	・ 指定医師が所属する医療機関の住所、名称 ・ 指定医師の氏名	番号42と同様	番号42と同様	番号42と同様	番号42と同様	指定医師の氏名は非公開。その他は公開。
139	198	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
140	198	・ 発病の時期 ・ 入院の経過 ・ 再発の経過	(1) 左記の各情報は、具体性の高い情報であり、これらの情報に手術対象者の当時の職場関係者・近親者・近隣住民等が触れれば、手術対象者のことが記載されていることに気付く可能性が非常に高い。 したがって、左記の各情報は、本件条例6条1号前段に該当する。 (2) 病歴に関する情報は、まさにプライバシー情報の最たるものであり、個人の人格・尊厳の中心に位置するものであるから、手術対象者の人格との密接な結びつきがある。 したがって、左記の各情報は、公にされれば、手術対象者のプライバシーを侵害することとなるから、本件条例6条1号後段に該当する。	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	公開
141	198	現在の症状	番号82と同様	番号82と同様	番号82と同様	番号82と同様	公開
142	198	手術対象者の年齢	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	番号3と同様	公開
143 144 145 146	198	・ 遺伝病に罹患した親族の年齢、続柄、病名 ・ 当該親族の発病、入院の経緯 ・ 当該親族の症状	番号86、87、88、89と同様	番号86、87、88、89と同様	番号86、87、88、89と同様	番号86、87、88、89と同様	非公開
147	198	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
148	198	現在の症状の詳細	番号82と同様	番号82と同様	番号82と同様	番号82と同様	公開
149	198	申請医師が所属する医療機関の住所、名称	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	番号34と同様	公開
151	200	生年月日のうち「生年」の部分	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	番号3、6と同様	公開
152	200	手術対象者及びその家族の年齢	番号98と同様	番号98と同様	番号98と同様	番号98と同様	公開
153	200	手術対象者及びその家族の職業	番号99と同様	番号99と同様	番号99と同様	番号99と同様	非公開
155	200	手術対象者の家族の生活状況	番号102と同様	番号102と同様	番号102と同様	番号102と同様	公開
156	200	・ 手術対象者の入院状況 ・ 家族の生活状況 ・ 家族の経歴、生死 ・ 家族の職業、収入源	番号102と同様	番号102と同様	番号102と同様	番号102と同様	家族の職業は非公開。その他は公開。

番号	頁	当該箇所に記載されている内容	非公開情報該当性に関する被告の主張	非公開情報該当性に関する原告の主張の概要	被告の反論	原告の反論	判断
158	200	・手術対象者の学歴、就業歴 ・発病、診断、入院の経過 ・再就職、再発、再入院の経過 ・受けた手術の内容	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	番号35と同様	手術対象者の就業歴、再就職の経過は非公開。その他は公開。
160	200	現在の症状、体調	番号82と同様	番号82と同様	番号82と同様	番号82と同様	公開
162	200	・親族に精神病罹患者がいたことが伺われる事情 ・当該親族の現況	番号36と同様	番号36と同様	番号36と同様	番号36と同様	非公開
164	200	申請に至るまでの経緯	番号102と同様	番号102と同様	番号102と同様	番号102と同様	非公開
165	200	申請後の手術対象者の親族の行動	番号102と同様	番号102と同様	番号102と同様	番号102と同様	公開
166	204	優生手術該当性の調査勸奨を必要とする者（優生手術の手術対象者となった者も含まれる）の年齢	番号76と同様	番号76と同様	番号76と同様	番号76と同様	公開

○滋賀県情報公開条例

平成12年10月11日

滋賀県条例第113号

改正 平成13年 3月28日条例第10号
平成14年10月22日条例第45号
平成15年 3月20日条例第18号
平成16年 8月10日条例第30号
平成16年12月28日条例第44号
平成16年12月28日条例第46号
平成17年 7月15日条例第43号
平成17年12月27日条例第121号
平成18年 3月30日条例第11号
平成19年 6月28日条例第34号
平成26年10月17日条例第66号
平成28年 3月23日条例第24号
平成31年 3月22日条例第 4号

(未施行)

平成31年 3月22日条例第 5号

滋賀県情報公開条例をここに公布する。

滋賀県情報公開条例

滋賀県公文書の公開等に関する条例（昭和62年滋賀県条例第37号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 公文書の公開（第4条—第19条）

第3章 審査請求（第20条—第24条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第25条—第30条）

第5章 雑則（第31条—第34条）

付則

私たち滋賀県民は、これまで琵琶湖の環境保全や歴史と風土を生かした個性あるまちづくりに手をたずさえながら取り組む中で、県民と行政との相互の理解と協働の大切さ

を学んできた。

今、地方分権の新たな時代を迎え、個性輝く滋賀の未来を自らの責任において主体的、かつ、創造的に切り開いていくため、こうした貴重な経験を生かし、県民と県との協働を基調とした県政を確立していくことが求められている。

県民が、県政について十分理解し、判断し、積極的に参画することは、県の保有する情報の共有によってこそ進展するものである。

地方分権による真の自治を確立するためにも、県民と県の相互の信頼関係をより確かなものにし、県民主役の県政を進めていく必要があり、そのためにますます情報公開の重要性が高まってきている。

そもそも県の保有する情報は、県民の共有財産である。したがって、県の保有する情報は公開が原則であり、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負う。

ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益が侵害されることはあってはならない。

このような認識に立って、この条例を制定し、21世紀を迎えるに当たり、県民と県が力を合わせ、真の地方自治の構築に向かって踏み出すものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者および病院事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(一部改正〔平成16年条例46号・17年121号・18年11号〕)

(解釈および運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

- 2 実施機関は、公文書の適切な保存と迅速な検索に資するため、公文書の管理体制の確立に努めるものとする。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開の請求の方法)

第5条 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所または事務所の所在地ならびに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたものの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考とな

る情報を提供しよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的で

あると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（一部改正〔平成14年条例45号・15年18号・18年11号・19年34号・26年66号〕）

（部分公開）

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき

は、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨および公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定のうち一部を公開する旨の決定または前項の決定をしたときは、前2項に規定する書面に公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない理由を併せて記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条第1項または第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により

補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外の者（以下この条、第23条および第24条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開

決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イまたは同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（一部改正〔平成14年条例45号・18年11号・31年5号〕）

（公文書の公開の実施）

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

第16条 公開請求に係る公文書（前条第2項ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

（利用者の責務）

第17条 公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努める

とともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(他の制度等との調整)

第18条 この章の規定は、法令または他の条例の規定により何人にも閲覧もしくは縦覧または謄本、抄本その他の写しの交付が認められている公文書にあつては、当該法令または他の条例に定める方法（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公文書の公開については、適用しない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

(一部改正〔平成18年条例11号〕)

(情報通信の技術の利用)

第19条 議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、公開請求を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条の規定の例により行わせることができる。

2 議会は、第10条第1項、同条第2項、第11条第2項、第12条および第13条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例第4条の規定の例により行うことができる。

(追加〔平成16年条例30号〕、一部改正〔平成31年条例5号〕)

第3章 審査請求

(全部改正〔平成28年条例24号〕)

(審理員に関する規定の適用除外)

第20条 公開決定等または公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(追加〔平成28年条例24号〕、一部改正〔平成31年条例5号〕)

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第21条 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等または当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(追加〔平成18年条例11号〕、一部改正〔平成28年条例24号・31年5号〕)

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問等)

第22条 公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(一部改正〔平成13年条例10号・18年11号・28年24号・31年5号〕)

(諮問をした旨の通知)

第23条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条および次条において同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(一部改正〔平成28年条例24号・31年5号〕)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第24条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(一部改正〔平成28年条例24号・31年5号〕)

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第25条 実施機関は、第2章に定める公文書の公開のほか、県政または県が設立した地方独立行政法人が行う事業（以下「県政等」という。）に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(一部改正〔平成18年条例11号・31年5号〕)

(情報提供および情報収集の充実)

第26条 実施機関は、県民が県政等の動きを的確に判断できる正確でわかりやすい情報を得られるよう、広報活動その他の情報提供活動の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、県政等に関する県民の意向をよりの確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(一部改正〔平成18年条例11号・31年5号〕)

(政策形成への県民の意見の反映)

第27条 実施機関は、県の基本的な政策を立案しようとする場合は、あらかじめ、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めることにより、当該政策に県民の意見を反映する機会を確保するものとする。

(一部改正〔平成31年条例5号〕)

(附属機関等の会議の公開)

第28条 実施機関に置く附属機関およびこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するように努めるものとする。

(一部改正〔平成31年条例5号〕)

(出資法人の情報公開)

第29条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容、県の出資の割合等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(一部改正〔平成31年条例5号〕)

(指定管理者の情報公開)

第30条 県の公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同

じ。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、当該指定管理者の保有する情報であつて、その管理を行う公の施設に係るものの公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 実施機関は、指定管理者において、適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(追加〔平成17年条例43号〕、一部改正〔平成31年条例5号〕)

第5章 雑則

(公文書の目録)

第31条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(一部改正〔平成31年条例5号〕)

(実施状況の公表)

第32条 知事は、毎年度、実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(一部改正〔平成31年条例5号〕)

(適用除外)

第33条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する訴訟に関する書類および押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成31年条例5号〕)

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(一部改正〔平成31年条例5号〕)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定(公安委員会および警察本部長に関する部分に限る。)および付則第8項第2号の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成13年規則第104号で平成14年4月1日から施行)

(一部改正〔平成13年条例10号〕)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県公文書の公開等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の滋賀県情報公開条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定による公開請求とみ

なす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により滋賀県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例第19条第1項の規定による審査会に対する諮問とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

5 旧条例第13条第1項の規定により置かれた滋賀県公文書公開審査会は、新条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により滋賀県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第22条第3項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

7 この条例の施行に伴い新たに任命される審査会の委員の任期は、新条例第22条第4項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

8 次に掲げる公文書については、新条例第2章の規定は、適用しない。

(1) 平成11年10月1日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で当該実施機関が保有しているもの

(2) 付則第1項ただし書に規定する規則で定める日前に実施機関（公安委員会および警察本部長に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で当該実施機関が保有しているもの

（滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

9 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正）

10 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第2条第3号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係

る同条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成13年4月1日以後、遅滞なく」とする。

付 則（平成13年条例第10号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条および第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

付 則（平成15年条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成16年条例第44号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成16年条例第46号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成17年条例第43号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成17年条例第121号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 この条例の施行の際前項の規定による改正前の滋賀県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、および

執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同項の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、病院事業管理者がした処分その他の行為または病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

付 則（平成18年条例第11号抄）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際第6条の規定による改正前の滋賀県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為または県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

付 則（平成19年条例第34号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成26年条例第66号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）
（滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 滋賀県情報公開条例第11条に規定する公開決定等（以下この項において「公開決定等」という。）または同条例第5条第1項に規定する公開請求（以下この項において「公開請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等またはこの条例の施行前にされた公開請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成31年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（滋賀県情報公開条例および滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行前に付則第2項の規定による改正前の情報公開条例第22条第1項の規定により設置されている滋賀県情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」とい

う。) または前項の規定による改正前の個人情報保護条例第48条第1項の規定により設置されている滋賀県個人情報保護審議会(以下「旧個人情報保護審議会」とい

う。) にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会がした調査審議の手続は、審議会がした調査審議の手続とみなす。

5 旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、付則第2項および第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 付則第2項および第3項の規定の施行前にした行為ならびに前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。